

北本市一般廃棄物処理基本計画 (第4次計画)

(案)

平成28(2016)年2月

北 本 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の対象地域	2
第 3 節 計画期間	2
第 4 節 計画の位置付け	3
第 5 節 広域的取組の推進	4
第 2 章 北本市の概況	5
第 1 節 自然環境	5
第 2 節 社会環境	8
第 3 章 ごみ処理基本計画	22
第 1 節 ごみ処理の現状と課題	22
第 2 節 ごみ処理の基本方針と目標	40
第 3 節 ごみ処理の施策	44
第 4 章 生活排水処理基本計画	48
第 1 節 生活排水処理の現状と課題	48
第 2 節 生活排水処理の基本方針と目標	55
第 3 節 生活排水処理の施策	59
第 5 章 計画の推進	60

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。現代生活を支えている経済社会活動は、我々に物資的豊かさや利便性をもたらしてくれる反面、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、大規模な資源採取による天然資源の枯渇の懸念や自然破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う、大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物が処理できるように平素から処理体制を築いておくことの重要性が改めて浮き彫りになりました。今回の大震災をきっかけとして、今までの循環型社会形成に関する取組方針を改めて検討することが強く求められています。

こうした経済社会状況を背景として、国においては、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。前者では、「リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築」や「小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進」などを掲げています。また後者では、「災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保」などの方針を打ち出しています。

埼玉県においては、平成23年3月に「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、「ごみ減量化等の推進」や「廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備」などを重点施策とした取組を推進しています。また、平成20年3月に「第2次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定し、地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進するとしています。

北本市（以下「本市」という。）では、平成21年3月に平成27年度を目標年度とする「北本市一般廃棄物処理基本計画（第3次計画）」を策定し、廃棄物処理事業に取り組んできました。もやせるごみ及び粗大ごみの中間処理と最終処分に関しては、本市、鴻巣市、吉見町から構成される埼玉中部環境保全組合（以下「環境保全組合」という。）が担っていることから、環境保全組合を中心とした連携が必要です。また、環境保全組合の施設の老朽化が進んでいることから、平成26年4月、本市は、本市、鴻巣市及び行田市から構成される「鴻巣行田北本環境資源組合」（以下「資源組合」という。）に加わり、平成35年度の施設稼働を目指して3市によるごみ処理広域化を進めています。

廃棄物処理事業を取り巻く環境が大きく変化するなか、経済社会情勢、国の法制度や県の関

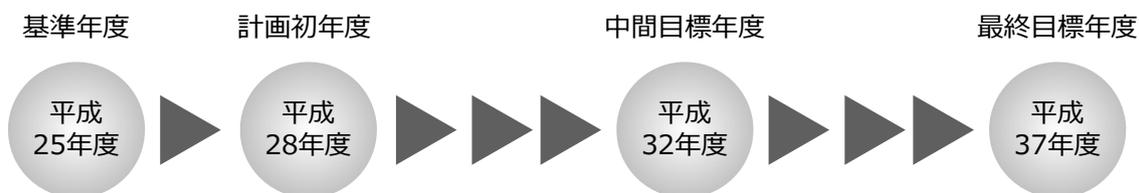
連計画、さらに本市の総合振興計画や環境基本計画等を踏まえ、本市におけるごみ処理及び生活排水処理の基本的な考え方や方向性を明らかにすることを目的として、「北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画）」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

第2節 計画の対象地域

本計画の主たる対象は、本市の住民、本市に事業所を置く事業者、市外からの訪問者、本市の行政で、対象地域は、北本市全域となります。また、県、環境保全組合及びその構成市町（鴻巣市、吉見町）、資源組合及びその構成市（鴻巣市、行田市）、北本地区衛生組合（以下「衛生組合」という。）及びその構成市町（鴻巣市、久喜市、吉見町）、委託先民間業者など関係が生じる先も対象となります。

第3節 計画期間

本計画は、平成25年度を基準年度とし、平成28年度を計画初年度、5年目の平成32年度を中間目標年度、平成37年度を最終目標年度とした10年間の計画期間とします。なお、本計画は、計画策定から5年後の平成32年度に見直しを行うほか、本計画の策定に関する諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。



第4節 計画の位置付け

本計画の位置付け及び他の計画との関係を図 1-1 に示します。

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等の関係法令に準拠し、国及び県の計画、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、本市の総合振興計画、環境基本計画及び資源組合の一般廃棄物処理基本計画などと整合性を図っています。

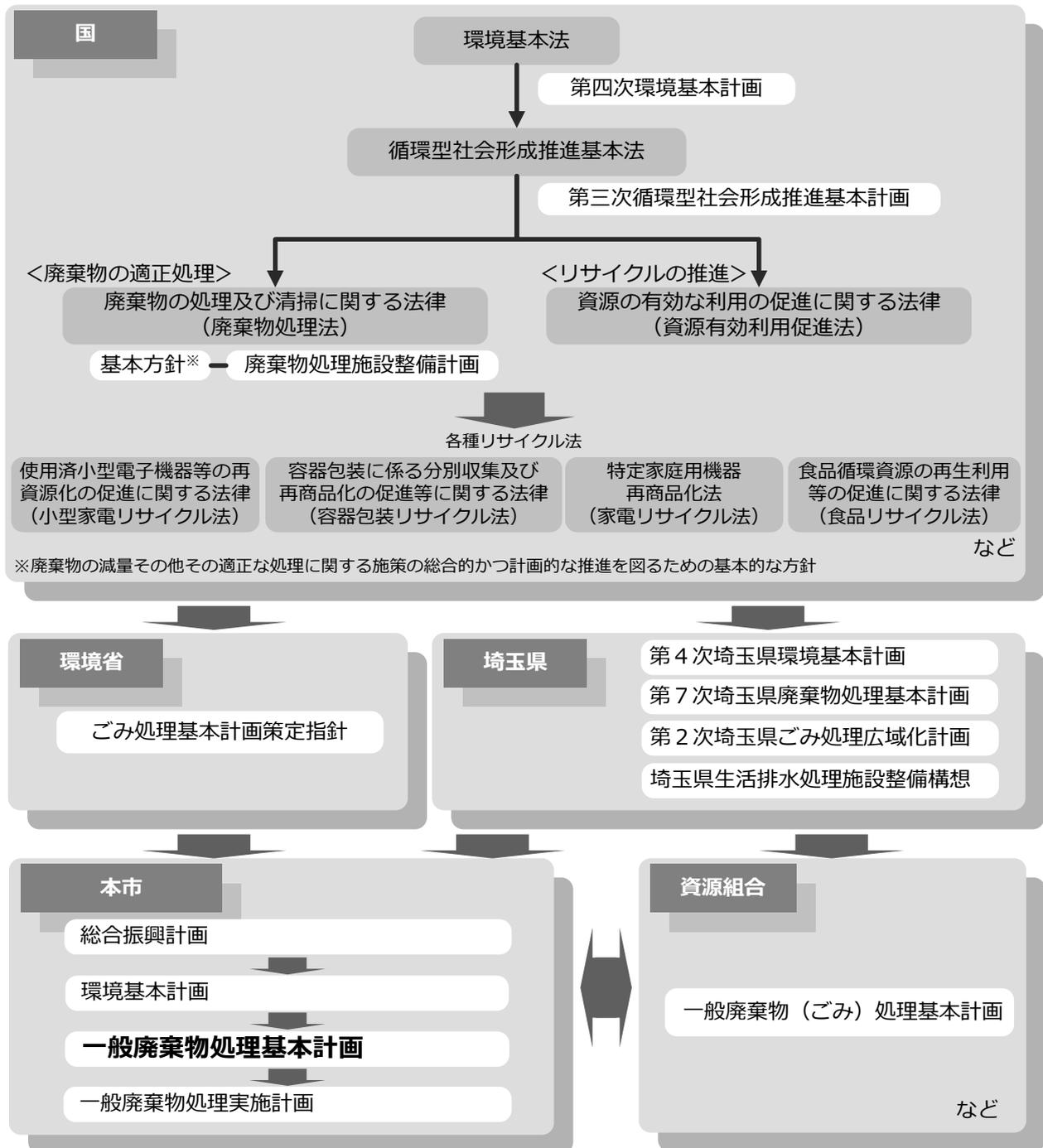


図 1-1 本計画の位置付け

第5節 広域的取組の推進

1 ごみ

本市から排出される可燃ごみ及び粗大ごみは、鴻巣市の鴻巣地域及び川里地域から排出される可燃ごみ及び粗大ごみと併せて、昭和 59 年 3 月から稼働している環境保全組合の埼玉中部環境センター（処理能力 240t/24h）において広域処理しています。なお、埼玉中部環境センターは、稼働後 32 年が経過し、更新の時期が迫っています。

このような状況の下、本市、鴻巣市及び行田市では、平成 25 年 5 月 7 日に、以下の基本的事項を合意し、3 市でごみ処理の広域化を推進することとしました。

○ ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書（抜粋）

1 ごみ処理広域化の枠組み

行田市、鴻巣市、北本市で、共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行う。

2 ごみ処理施設の建設地

ごみ処理施設の建設地は、鴻巣市内とする。

補則

本合意書に定めのない事項、及び本合意事項について疑義が生じたときは、行田市、鴻巣市、北本市で協議のうえ、決定するものとする。

2 し尿

本市から排出されるし尿は、本市、鴻巣市、久喜市及び吉見町の 3 市 1 町で構成される衛生組合のクリーンセンターあさひ（処理能力 136kL/日）において広域処理しています。なお、同施設は、稼働開始から 19 年が経過しています。

第2章 北本市の概況

第1節 自然環境

1 位置

本市は、埼玉県のほぼ中央部に位置し、北は鴻巣市、東南は桶川市、西は川島町・吉見町に隣接しており、面積は19.82 km²となっています。



図 2-1 本市の位置

2 地勢

本市では、多くは大宮台地の北西端部にあり、西側には荒川が、東側には赤堀川、元荒川が流れています。また、標高は、台地の高いところで27m近くありますが、荒川沿いには0mに近い低地が広がっています。

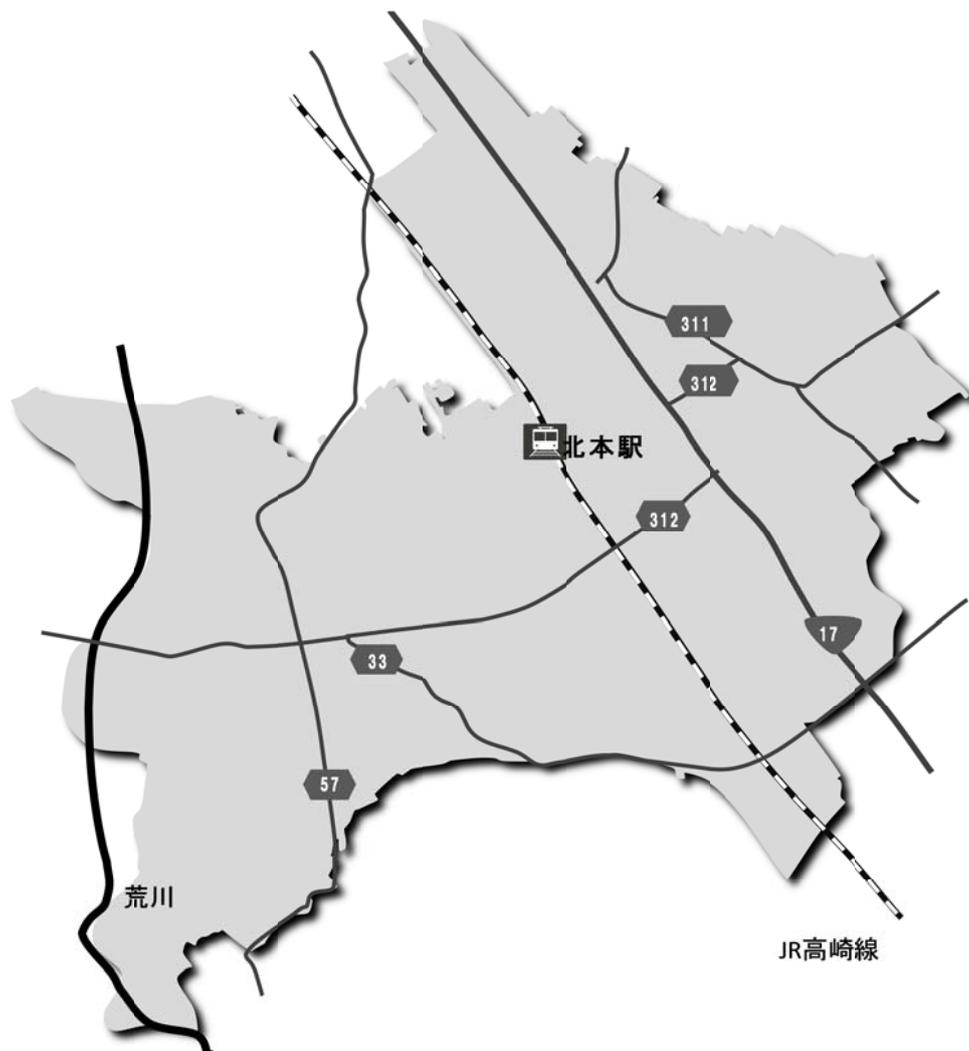
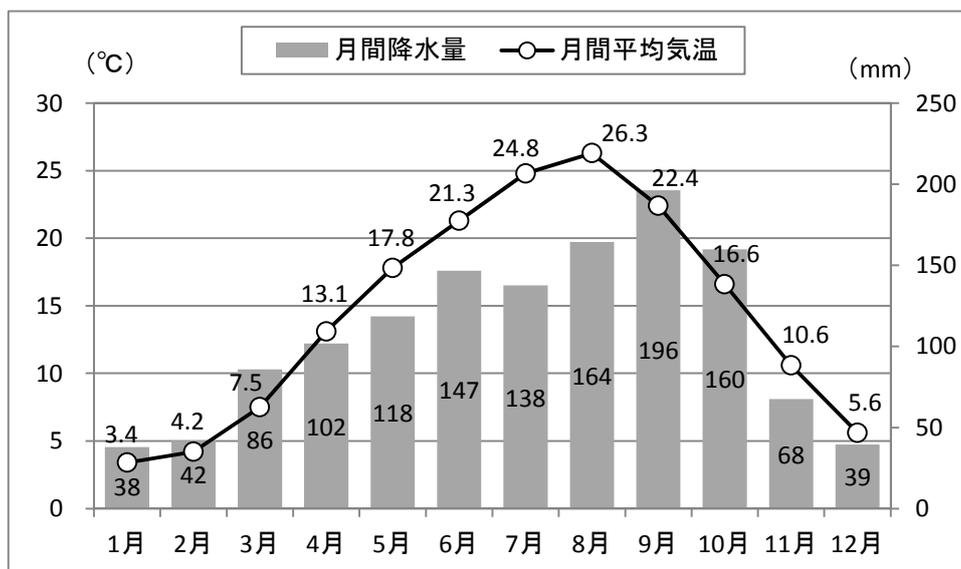


図 2-2 本市の河川

3 気候

本市における月間降水量（1981年から2010年の30年間平均）は、一番少ない月（1月）が38mm、一番多い月（9月）は196mm、年間降水量は1,298mmとなっています。

また、月間平均気温（1981年から2010年の30年間平均）は、一番低い月（1月）が3.4℃、一番高い月（8月）は26.3℃、年間平均14.5℃で比較的過ごしやすい気候といえます。



注) 出典：久喜観測所（1981～2010年の30年間平均）

図 2-3 本市の気候（30年間平均）

第2節 社会環境

1 人口及び世帯数の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、過去10年間、微減傾向にあります。平成16年の人口は71,137人でしたが、平成25年には69,038人となり、2,099人(3.0%)減少しています。

表 2-1 人口の推移

単位：人

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日本人	70,719	70,662	70,606	70,518	70,229	70,048	69,761	69,510	68,874	68,616
外国人	418	416	412	422	438	445	432	441	390	422
合計	71,137	71,078	71,018	70,940	70,667	70,493	70,193	69,951	69,264	69,038

注) 1. 出典：平成16～23年；住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年10月1日現在）

注) 2. 出典：平成24～25年；住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年10月1日現在）

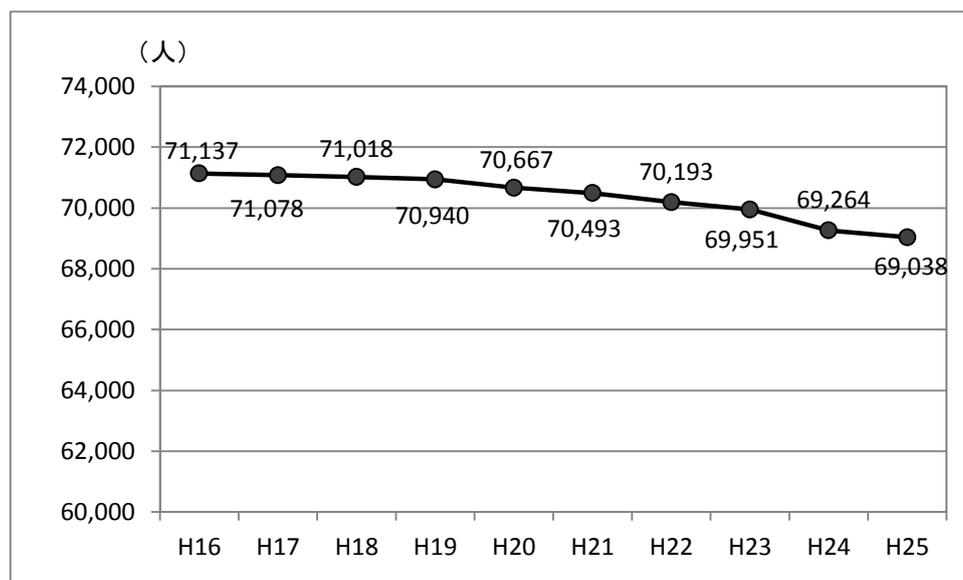


図 2-4 人口の推移

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は、過去 10 年間、増加傾向にあります。平成 16 年の世帯数は、25,960 世帯でしたが、平成 25 年には 28,109 世帯となり、2,149 世帯（8.3%）増加しています。

また、1 世帯当たりの人数は減少傾向にあります。平成 16 年では 2.74 人でしたが、平成 25 年には 2.46 人となり、0.28 人（10.2%）減少しています。

表 2-2 世帯数の推移

単位：世帯

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日本人	25,660	26,035	26,429	26,760	27,027	27,244	27,416	27,612	27,500	27,783
外国人	300	300	319	316	331	325	324	328	303	326
合計	25,960	26,335	26,748	27,076	27,358	27,569	27,740	27,940	27,803	28,109

注) 1. 出典：平成 16～23 年；住民基本台帳世帯数及び外国人登録世帯数（各年 10 月 1 日現在）

注) 2. 出典：平成 24～25 年；住民基本台帳世帯数（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

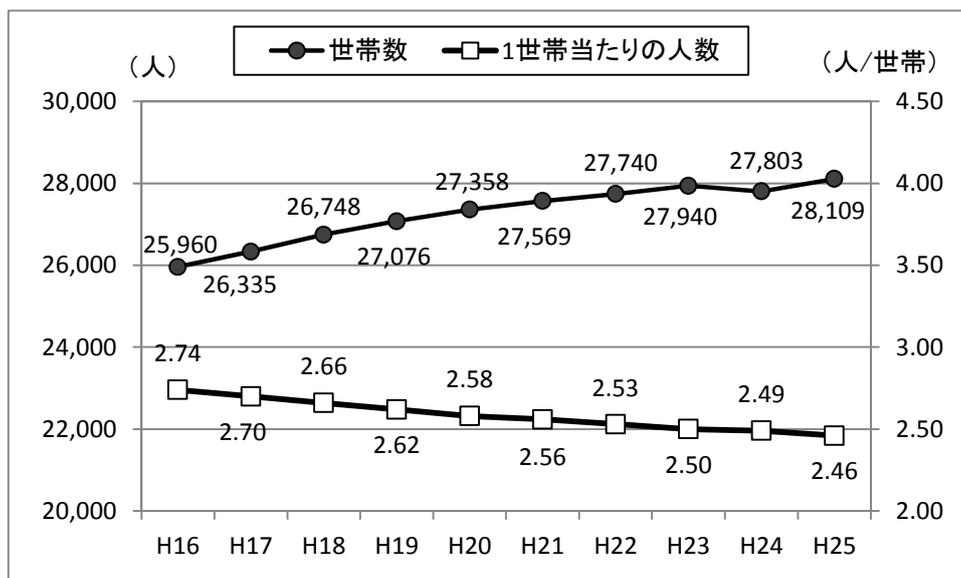


図 2-5 世帯数及び 1 世帯当たりの人数の推移

(3) 年齢別（5歳階級）人口の分布

本市の年齢別人口は、男性及び女性ともに60～64歳が最も多くなっています。

男性と女性を合わせた15歳未満の割合は12.7%、15歳以上65歳未満の割合は65.4%、65歳以上の割合が21.8%となっています。

表 2-3 年齢別（5歳階級）人口の分布

単位：人

年齢区分	男性	女性	合計	年齢区分	男性	女性	合計
0～4歳	1,323	1,283	2,606	55～59歳	2,428	2,567	4,995
5～9歳	1,504	1,502	3,006	60～64歳	2,927	3,145	6,072
10～14歳	1,687	1,466	3,153	65～69歳	2,624	2,723	5,347
15～19歳	1,791	1,669	3,460	70～74歳	2,135	2,064	4,199
20～24歳	1,790	1,818	3,608	75～79歳	1,318	1,392	2,710
25～29歳	1,928	1,886	3,814	80～84歳	694	880	1,574
30～34歳	2,138	2,021	4,159	85～89歳	250	571	821
35～39歳	2,808	2,694	5,502	90～94歳	71	229	300
40～44歳	2,521	2,343	4,864	95～99歳	12	70	82
45～49歳	2,117	2,224	4,341	100歳以上	2	8	10
50～54歳	2,113	2,151	4,264	合計	34,181	34,706	68,887

注) 1. 出典：平成22年国勢調査

注) 2. 年齢不詳を除く。

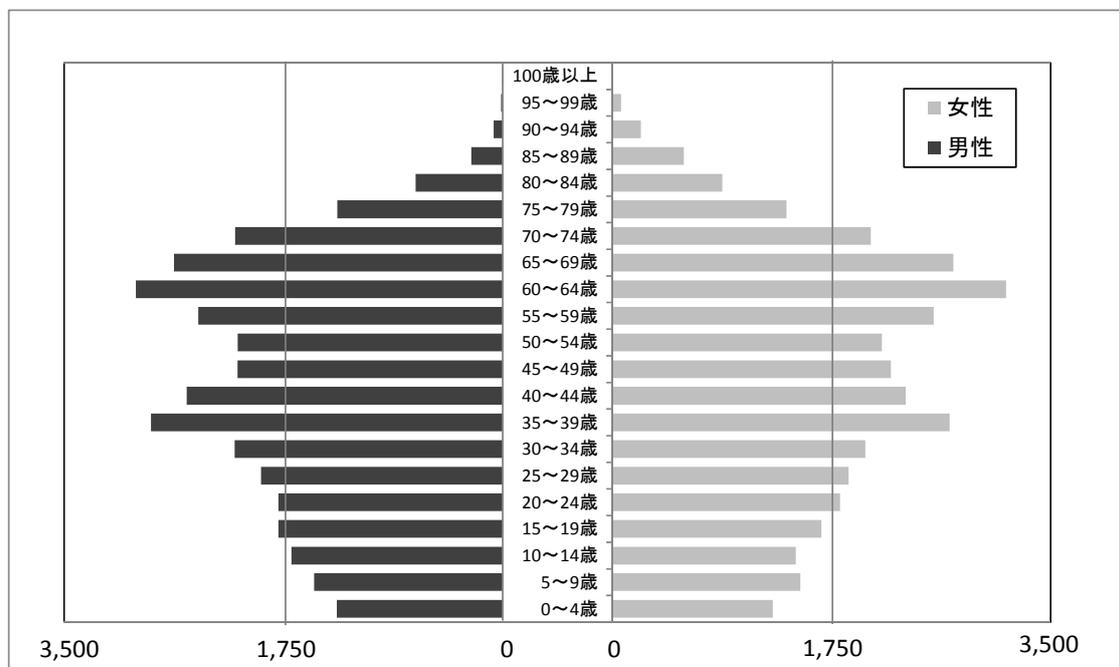


図 2-6 年齢別（5歳階級）人口の分布

2 産業の動向

(1) 事業所数及び従業者数の推移

本市の事業所数は、平成 18 年から平成 21 年にかけて増加したものの、その後減少に転じています。平成 13 年の事業所数は 2,053 事業所でしたが、平成 24 年の事業所数は 1,900 事業所となり、153 事業所（7.5%）減少しています。

また、本市の従業者数は、平成 13 年から平成 21 年にかけて増加したものの、その後減少に転じています。平成 13 年の従業者数は、19,065 人でしたが、平成 24 年の従業者数は 18,278 人となり 787 人（4.1%）減少しています。

表 2-4 事業所数及び従業者数の推移

	H13	H18	H21	H24
事業所（事業所）	2,053	1,854	2,081	1,900
従業者（人）	19,065	19,427	20,299	18,278

注) 1. 出典：事業所・企業統計調査（H13,H18）、経済センサス（H21,H24）

注) 2. 各数は農・林・漁業の個人事業主及び公務を除外

・ H13 及び H18 は調査結果合計から農・林・漁業の個人事業主及び公務を除外

・ H21 は調査結果合計から公務を除外

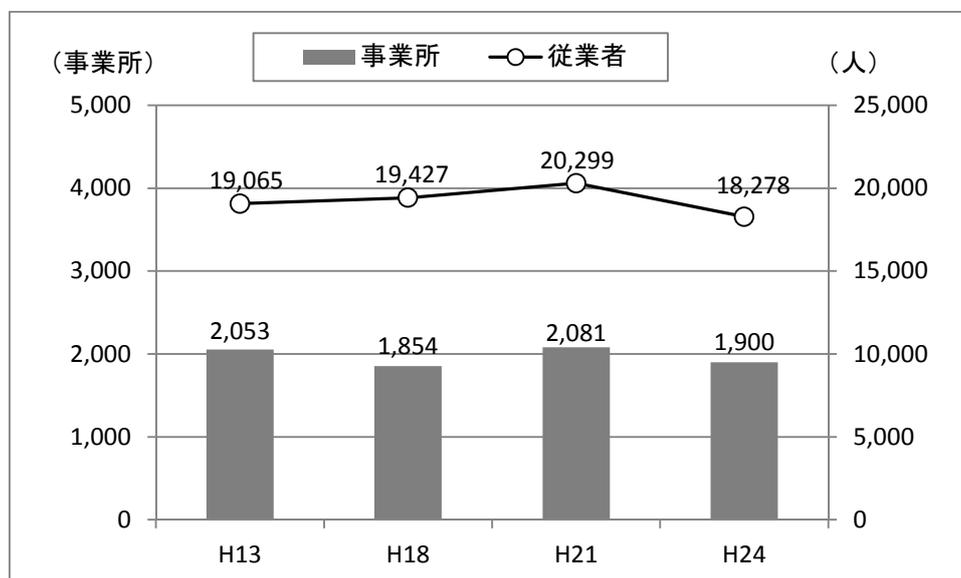


図 2-7 事業所数及び従業者数の推移

(2) 事業所及び従業者の業種別割合

本市における平成 24 年の事業所数は 1,900 事業所となっています。

業種別割合をみると、「卸売業,小売業」が最も多く 25.7%、次いで「生活関連サービス業,娯楽業」が 12.9%、「宿泊業,飲食サービス業」が 10.7%の順となっています。

また、平成 24 年の従業者数は 18,278 人となっており、業種別割合をみると、「卸売業,小売業」が最も多く 26.1%、次いで「製造業」が 17.4%、「医療,福祉」が 15.2%となっています。

表 2-5 事業所及び従業者の業種別割合（平成 24 年）

	事業所数（事業所）		従業者（人）	
農林漁業	5	0.3%	42	0.2%
鉱業,採石業,砂利採取業	0	-	0	-
建設業	197	10.4%	1,229	6.7%
製造業	159	8.4%	3,182	17.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1%	79	0.4%
情報通信業	14	0.7%	66	0.4%
運輸業,郵便業	19	1.0%	306	1.7%
卸売業,小売業	489	25.7%	4,775	26.1%
金融業,保険業	26	1.4%	389	2.1%
不動産業,物品賃貸業	136	7.2%	442	2.4%
学術研究,専門・技術サービス業	74	3.9%	255	1.4%
宿泊業,飲食サービス業	203	10.7%	1,828	10.0%
生活関連サービス業,娯楽業	245	12.9%	1,149	6.3%
教育,学習支援業	72	3.8%	564	3.1%
医療,福祉	156	8.2%	2,783	15.2%
複合サービス事業	8	0.4%	69	0.4%
サービス業(他に分類されないもの)	95	5.0%	1,120	6.1%
合計	1,900	100.0%	18,278	100.0%

注) 出典：平成 24 年経済センサス

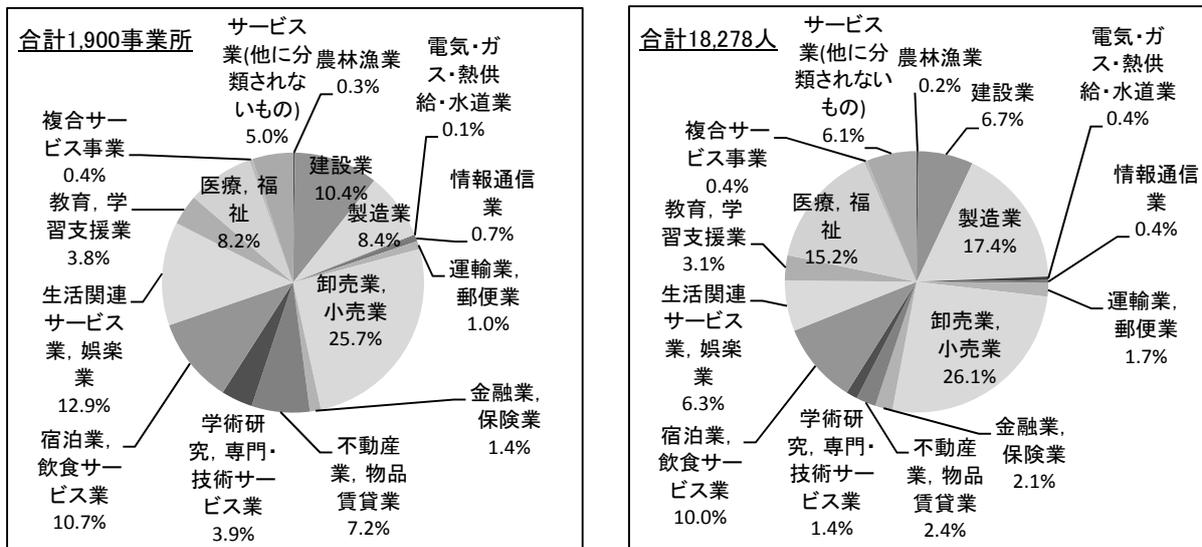


図 2-8 事業所及び従業者の業種別割合（平成 24 年）

3 交通の状況

鉄道交通は、市の中心部を JR 高崎線が南北に走り、北本駅から上野駅まで約 45 分で結ばれています。

道路交通は、国道 17 号及び中山道が本市中央部を南北に縦断しています。また、首都圏中央連絡自動車道が本市の南側を東西に横断し、国道 17 号を挟む東西に桶川加納 IC 及び桶川北本 IC が開設され、東名自動車道や関越自動車道、東北自動車道に直結しています。

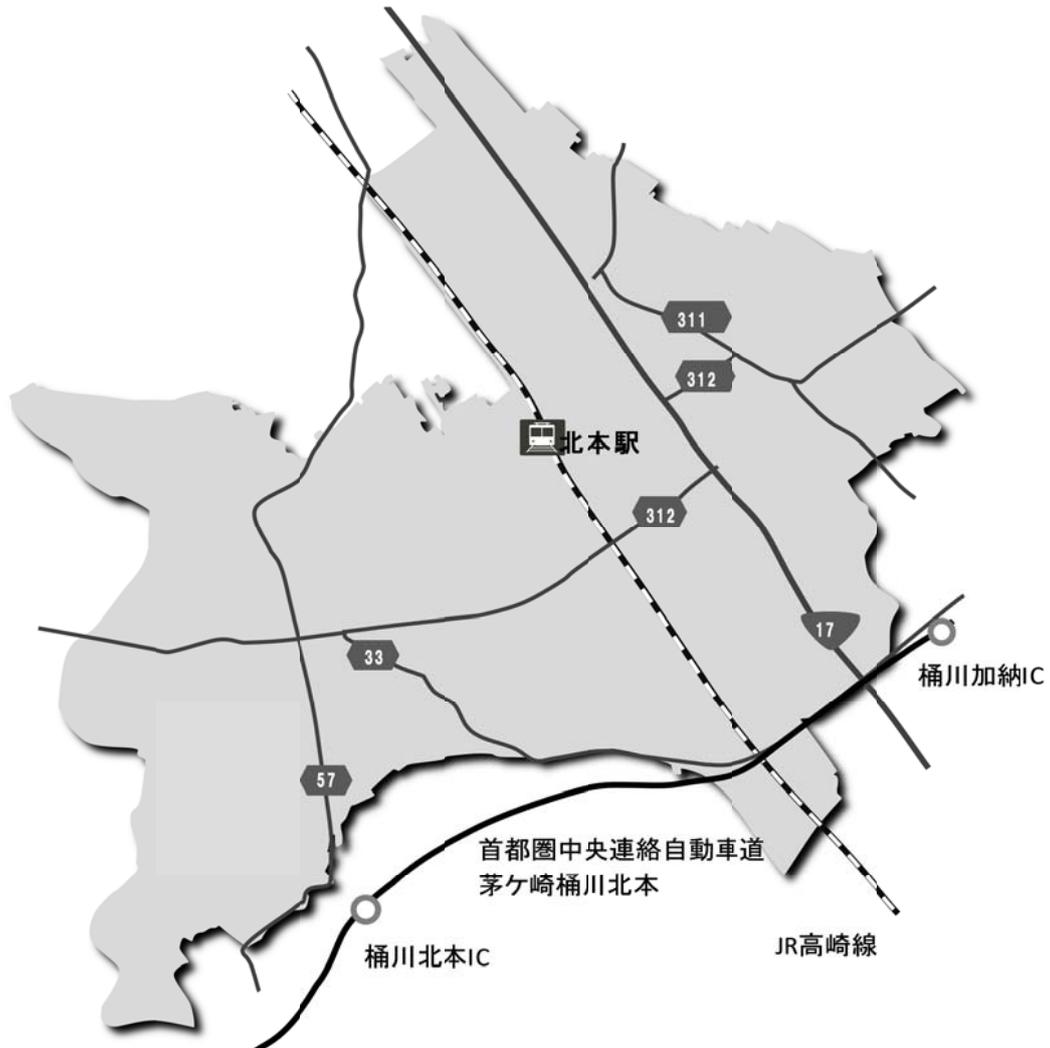


図 2-9 本市の交通状況

4 土地利用の状況

本市の土地利用は、宅地が最も多く 40.9%となっており、次いで畑が 26.3%、その他が 17.5% となっています。

表 2-6 土地利用状況

	面積 (ha)	割合
田	60.9	3.1%
畑	521.0	26.3%
宅地	811.1	40.9%
池沼	-	-
山林	78.0	3.9%
原野	1.5	0.1%
雑種地	164.9	8.3%
その他	346.6	17.5%
合計	1,984.0	100.0%

注) 出典：北本の統計（平成 23 年 1 月 1 日現在）

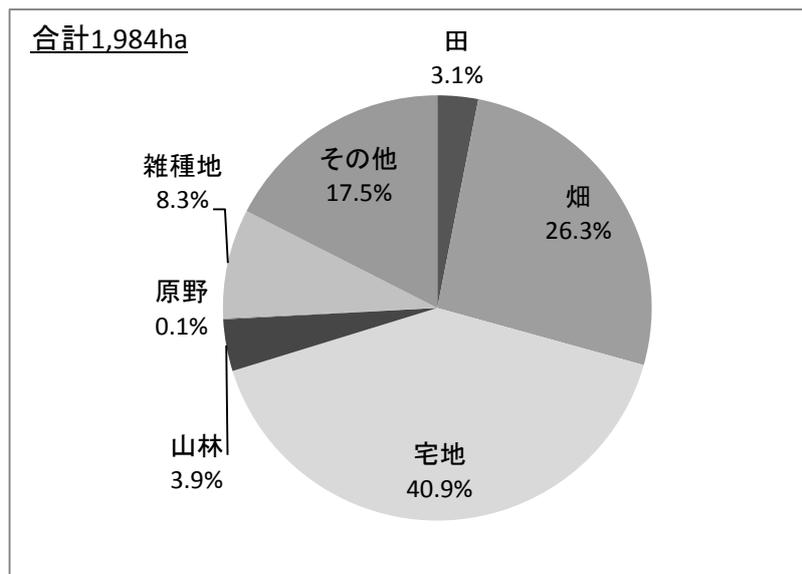


図 2-10 土地利用状況

5 水環境の状況

本市の水環境は、市内の河川や水路における平成 25 年度の BOD 調査結果によると、最も BOD の値が大きいの江川（桶川境）で 4.8mg/L、次いで、谷田用水路（鴻巣境）4.0mg/L となっています。

表 2-7 市内の河川・水路における BOD（平成 25 年度）

採取場所及び採取日 分析項目	谷田用水路		梅沢水路	江川（勝林水路）			荒川	城ヶ谷堤 下水路	基準値
	鴻巣境	桶川境	桶川境	鴻巣境	鴻巣境	桶川境	鴻巣境	桜堤	
	宮内4	朝日1	中丸8	本町8	本町4	下石戸上	高尾橋		
	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	2月25日	
BOD (mg/L)	4.0	3.3	2.4	2.8	1.4	4.8	1.2	2.6	3以下

注) 1. 出典：平成 26 年度版 環境基本計画年次報告書

注) 2. 基準値は類型 B の値とした。

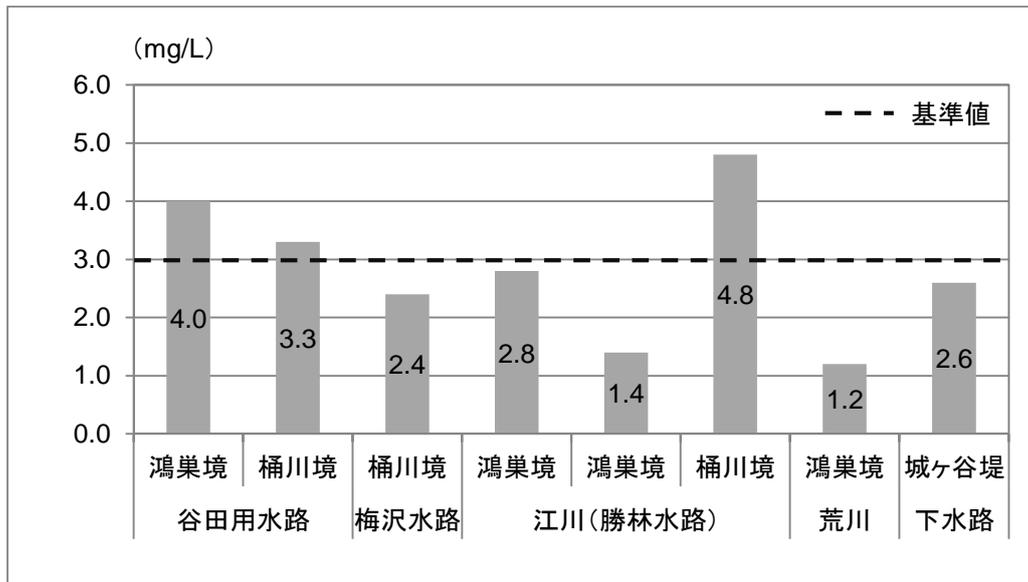


図 2-11 市内の河川・水路における BOD（平成 25 年度）

6 国、県及び本市における関連計画

(1) 国の計画

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 25 年 5 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環型社会の形成に向けた取り組むべき課題、中長期的な方向性を示しています。

また、平成 25 年 5 月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定し、3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムを確保することなどを示しています。

第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）

基本的方向

■ 質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

■ 国際的取組の推進

- ① アジア 3 R 推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

■ 東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

目標

より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	平成12年度	平成22年度	平成32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46 (+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17 (+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17 (▲70%)

注) () 内は平成12年度比

(2) 埼玉県計画

埼玉県では、生活様式や事業活動のあり方を見直し、より一層、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 23 年 3 月に「第 7 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しています。

ごみに関しては、地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進するため、平成 20 年 3 月に「第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画」を策定しています。なお、本市は、同計画において、ごみ処理広域ブロック 21（重点ブロック）として、広域化を図ることにより施設の集約化が進むものと考えられる地域とされています。

また、生活排水に関しては、河川汚濁の主な原因である生活排水の処理施設を整備することにより、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するため、平成 23 年 3 月に「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定しています。

第7次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成23年3月）

趣旨

- 1 “引き継ごう、自然豊かな、安心・安全な地域社会”
- 2 “広げよう、人、地域と産業を結ぶ循環の輪”
- 3 “生活と社会を変革し循環型社会を実現する”

計画の期間

平成23年度から平成27年度

目標値（一般廃棄物）

- 一人1日当たりの生活系※ごみ排出量：642グラム（平成27年度）
- 事業系ごみ排出量：478千トン（平成27年度）
- 一人1日当たりの最終処分量：55グラム（平成27年度）

注）※：家庭から排出される可燃・不燃・粗大・資源その他の量

重点施策

【ごみ減量化等の推進】

- ・循環型ライフスタイルの促進
- ・新たなリサイクルの推進

【廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備】

- ・リサイクル資材の普及拡大
- ・環境先端企業の集積
- ・彩の国資源循環工場によるリサイクルの推進
- ・最終処分場の確保
- ・一般廃棄物会計基準の導入促進

【廃棄物処理の技術と安全の向上】

- ・廃棄物不法投棄監視対策の強化
- ・廃棄物の山の撤去・環境保全対策の推進

第2次埼玉県ごみ処理広域化計画（平成20年3月）

策定の目的

地域の地理的・社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保することにより、循環型社会の形成を推進する。

策定の視点

- | | |
|------------------------|--|
| 1 ダイオキシン類削減対策 | ダイオキシン類の削減対策はもとより、NOxなど環境負荷の低減を推進する。 |
| 2 焼却残さの高度処理対策 | 焼却残さのセメント資源化や溶融スラグ・人口砂などの骨材としての利用を促進する。 |
| 3 マテリアルリサイクルの推進 | 広域的に集めることによりリサイクルが可能となる廃棄物の再生利用体制を整備する。 |
| 4 サーマルリサイクルの推進 | 効率的な熱回収が行えるごみ焼却施設の整備を推進する。 |
| 5 最終処分場の確保対策 | 埋立処分する廃棄物の量を減らし、最終処分場の延命化を図ると共に広域最終処分場の整備を行う。 |
| 6 公共事業のコスト削減 | 施設整備はもとより、維持管理費の削減を含めて評価し、ごみ処理の広域化を推進する。 |
| 7 ごみの減量化の推進 | リサイクルを促進し、広域化に伴うごみ処理システムの見直しを行う中でごみ処理の有料化の検討も行う。 |
| 8 温室効果ガスの削減対策 | 焼却処理の補助燃料の削減を図り、廃プラスチックのリサイクルを促進する。 |
| 9 民間施設を活用した
広域処理の推進 | 再生利用などをさらに推進するため、民間の技術・施設を活用したごみ処理広域化を検討する。 |
| 10 計画的な施設整備 | 焼却施設の老朽化が進んでいるため、計画的な施設整備を推進する。 |

ごみ処理広域ブロック

- ・鴻巣市・行田市・北本市はブロック21に含まれ、重点ブロックに設定される。
- ・県では、地域的なつながりや、広域行政事務、市町村合併の動向などを考慮し、ブロック21の市町村とともに施設の集約化に向けた取組を進めていく。

埼玉県生活排水処理施設整備構想（平成23年3月）

策定の目的

生活排水処理人口普及率100%を早期に達成するため、県及び市町村が連携して生活排水処理施設の整備を計画的かつ積極的に進める。

構想の期間

平成23年度から平成37年度

※中間目標年度：平成32年度、目標年度：平成37年度

目標値

- 生活排水処理人口普及率（平成32年度）：96.1%
- 生活排水処理人口普及率（平成37年度）：100.0%

構想の効果

本構想の計画的実施により、BOD負荷量が削減され、公共用水域の水質が改善すると考えられる。

【効果】

- BOD3mg/L以下の河川の割合
72%（平成20年度）→99%（平成32年度）→100%（平成37年度）

(3) 本市の計画

本市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として、総合振興計画を策定しています。

また、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成20年3月に北本市環境基本計画を改定しています。ごみに関しては、「廃棄物の減量とリサイクルの推進」及び「循環型ごみ処理方法の推進」に取り組むものとし、生活排水に関しては、「水の清浄さの維持」として、公共下水道や合併処理浄化槽による生活雑排水の処理を推進するものとしています。

第五次北本市総合振興計画（現在策定中）

計画期間

基本構想：平成28年度から平成37年度

将来都市像

「緑にかこまれた健康な文化都市
～市民一人ひとりが輝くまち 北本～」

廃棄物分野の政策

「環境にやさしいまちづくり」

- 主要施策
- ・環境基本計画の推進
 - ・地球温暖化対策実行計画の推進
 - ・環境にやさしいまちづくり
 - ・人にやさしいまちづくり
 - ・生活環境保全の推進
 - ・ごみの減量化・再資源化の推進
 - ・し尿・生活排水処理の推進

北本市環境基本計画（平成28年3月）

計画期間

平成28年度から平成37年度（10年間）

望ましい環境像

「緑豊かな自然と共生する 持続可能なまち・北本」

廃棄物分野の取組

資源やエネルギーを大切に利用し、
環境にやさしい暮らしを創るまち

- ・4R（特にリデュース・リフューズ・リユース）の普及と推進
- ・ごみ排出量の削減と資源化の推進
- ・循環型社会形成推進基本法の推進
- ・廃棄物の広域処理の推進
- ・不法投棄防止・環境美化の推進
- ・水の清浄さの推進
- ・環境情報の整備充実と発信・提供

※平成28年1月現在、確定版ではないため今後変更となる可能性があります。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は、以下のとおりです。

家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」と呼びます。家庭ごみは大きく、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源」に分類されます。なお、家庭から排出されるごみの量を「家庭ごみ排出量」と呼びますが、「資源」を含む集計方法と、除く集計方法の2種類があります。

また、オフィス、商店及び農業など事業活動により発生する一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。事業系ごみは大きく「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」に分類されます。

これらの「家庭ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」をあわせた量を「ごみ排出量」と呼びます。

ごみ 排 出 量	家庭ごみ
	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・資源 ・粗大ごみ
	事業系ごみ
	・可燃ごみ ・粗大ごみ

図 3-1 本計画において使用する用語の定義

2 ごみ処理体制

本市における主なごみ処理体制を図 3-2 に示します。

可燃ごみは、埼玉中部環境センターにおいて焼却処理しています。なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

不燃ごみは、一般廃棄物一時保管場に一時保管した後、民間処理業者に処理を委託しています。委託先の民間処理業者は、金属等の資源物を選別した後、不燃残さ及び可燃残さをまとめて処理（ケミカルリサイクル・熱回収等）しています。

粗大ごみは、埼玉中部環境センターの粗大ごみ処理施設において破碎・選別処理を行っています。選別後の金属等は、民間処理業者に処理を委託しています。また、選別後の可燃残さは、同センターの焼却施設において焼却処理しています。

資源として分別回収されるビン・缶・紙類・布類などは、北本市リサイクル事業協同組合に委託し、民間処理業者を通してリサイクルされています。

3 収集・運搬システム

(1) 分別区分

ごみの分別区分を表 3-1 に示します。

家庭ごみの分別は大きく、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ、資源に分けられ、資源の細分類は、容器包装類、紙類、缶、ビン、布類、ペットボトル、金属類・ガラス類、廃乾電池、牛乳パック、廃食用油、廃蛍光管類、小型家電となっています。なお、本計画において、可燃ごみ及び不燃ごみは、それぞれ「もやせるごみ」、「もやせないごみ」を指します。

表 3-1 分別区分

分別区分	主なごみの種類	
もやせるごみ	生ごみ、紙くず、紙おむつ、ティッシュ類、草花、枝木類	
もやせないごみ	ビニール袋、ゴム製品、プラスチック衣装ケース、ポリタンク、ベビーバス、洗面器、セトモノ類、植木鉢、靴、おもちゃ、ぬいぐるみ類、傘、ゴムのタイヤチェーン、ハンガー、スキー靴、革製品(靴・カバンなど)	
粗大ごみ	家具類(タンス、ベッド、机、イス、本棚、食器棚など) 寝具類(布団、枕、座布団、マットレス、座椅子など) 家電製品(電子レンジ、ステレオ、こたつ、ミシン、ファンヒーターなど) その他(自転車、物干竿、ベビーカー、カーペット、ゴルフバッグなど)	
資源	容器包装類	お菓子やパンなどの袋、レジ袋、ラップ類、菓子箱などのフィルム状の包み、卵パック、トレー類、弁当の容器、カップめんの容器、プリン・ゼリーなどの容器、納豆の容器、ペットボトルのラベルとキャップ、ソース・ドレッシング・洗剤・シャンプーなどの容器、発泡スチロール ※プラスチック識別マークの表示のあるもの
	紙類	新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・雑紙類
	缶	アルミ缶、スチール缶
	ビン	ビン
	布類	古着類、シーツ、タオルケット、毛布など
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょうゆ用のペットボトル ※リサイクルマークの表示のあるもの
	金属類・ガラス類	なべ類、フライパン、金属製スプーン・フォーク類、ナイフ、包丁、鎌、金属くず、割れたコップやビン、割れガラス
	廃乾電池	筒型乾電池、ボタン電池
	牛乳パック	牛乳・ジュースなどのパック
	廃食用油	家庭で使用された食用油、サラダ油、天ぷら油など(ロード不可)
	廃蛍光管類	家庭で使用済みの蛍光管(直管・丸管)、電球、体温計など
	小型家電	携帯電話、カメラ、ビデオカメラ、電卓、電子辞書、時計、小型ゲーム機、小型音楽プレーヤー、電気カミソリ、ドライヤー、懐中電灯、充電器、リモコンなど ※電気・電池で動く製品(壊れていても可)で、回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る大きさのもの
収集しないごみ	事業活動によるごみ(事業系ごみ)、引越し・大掃除などによる多量のごみ、建築廃材・かわら・コンクリートくず・レンガ・石膏ボードなどのごみ	
処理できないごみ	産業廃棄物、医療廃棄物、ガスボンベなど	

(2) 家庭ごみ及び事業系ごみの収集方法

家庭ごみの排出方法、収集方法及び収集頻度を表 3-2 に示します。

可燃ごみは、有料の指定袋によりごみ集積所に排出しています。収集頻度は、週に 2 回となっています。

不燃ごみは、可燃ごみと同様、有料の指定袋によりごみ集積所に排出しています。収集頻度は、月に 2 回となっています。

粗大ごみは、申し込みを行い、処理券を購入した後、委託業者が自宅に収集に向かう戸別収集方式のほか、市に事前確認を受けた後、埼玉中部環境センターの粗大ごみ処理施設へ自己搬入する方法があります。どちらの方法も有料ですが、自己搬入の場合は規定の料金の 40%となっています。

資源は、種類により排出方法、収集方法、収集頻度が異なります。容器包装類は、有料の指定袋によりごみ集積所に排出します。収集頻度は、月に 2 回または 3 回となっています。紙類、缶、ビン、布類、ペットボトル及び金属・ガラス類は、資源回収集積所に排出しますが、袋の指定はありません。収集頻度は、月に 2 回となっています。廃蛍光管類も資源回収集積所に排出しますが、年に 3 回の排出日が指定されています。乾電池、牛乳パック、廃食用油及び小型家電は、市内の指定された拠点で回収されています。また、廃食用油も拠点で回収されますが、月に 1 回の排出日が指定されています。

事業系ごみは、収集運搬許可業者による収集と事業者自身による自己搬入を行っています。

表 3-2 家庭ごみの排出方法、収集方法及び収集頻度

分別区分	排出方法	収集方法	収集頻度	
もやせるごみ	有料指定袋に入れて排出	ごみ集積所回収	2回/週	
もやせないごみ	有料指定袋に入れて排出	ごみ集積所回収	2回/月	
粗大ごみ	—	戸別収集または自己搬入	随時	
資源	容器包装類	有料指定袋に入れて排出	ごみ集積所回収	2回または3回/月
	紙類	—	資源回収集積所回収	2回/月
	缶	分別かごに排出	資源回収集積所回収	2回/月
	ビン	分別かごに排出	資源回収集積所回収	2回/月
	布類	分別かごに排出	資源回収集積所回収	2回/月
	ペットボトル	分別かごに排出	資源回収集積所回収	2回/月
	金属類・ガラス類	分別かごに排出	資源回収集積所回収	2回/月
	廃乾電池	専用回収箱に排出	拠点回収	随時
	牛乳パック	専用回収箱に排出	拠点回収	随時
	廃食用油	—	拠点回収	1回/週（指定日）
	廃蛍光管類	—	資源回収集積所回収	3回/年（指定日）
	小型家電	専用回収箱に排出	拠点回収	随時

4 中間処理及び最終処分システム

(1) 施設の概要

可燃ごみは、環境保全組合の埼玉中部環境センターごみ焼却施設で処理しています。同施設は、稼働から31年以上が経過しており、老朽化が著しく更新の時期が迫っています。

粗大ごみは、埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設で処理しています。ごみ焼却施設と同様、老朽化が著しく更新の時期が迫っています。

不燃ごみ及び容器包装類は、市内の一時保管施設に搬入しています。同施設は、不燃ごみ及び容器包装類の積み替え保管場所として使用しています。

表 3-3 ごみ焼却施設の概要

施設名	埼玉中部環境センターごみ焼却施設
管理者	埼玉中部環境保全組合
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地
施設種類	ごみ焼却施設
処理能力	240 t / 日 (80 t / 日 × 3 炉)
処理対象廃棄物	可燃ごみ
開始年月日	昭和59年3月
処理方式	全連続燃焼式機械炉

表 3-4 粗大ごみ処理施設の概要

施設名	埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設
管理者	埼玉中部環境保全組合
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地
施設種類	粗大ごみ処理施設
処理能力	45 t / 5 h
処理対象廃棄物	粗大ごみ
開始年月日	昭和59年9月
処理方式	破碎・選別処理等

表 3-5 一時保管場の概要

施設名	北本市一般廃棄物一時保管場
管理者	北本市
所在地	北本市中丸8丁目322番地1
施設種類	一時保管施設

(2) 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

埼玉中部環境センターにおける焼却処理量及び焼却残さ量は、ほぼ横ばいとなっています。なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

表 3-6 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

単位：t/年

	H21	H22	H23	H24	H25
焼却処理量	39,900	40,434	40,107	39,510	39,893
焼却残さ量	4,121	4,097	4,124	4,079	4,120

注) 焼却処理量及び焼却残さ量には鴻巣市の鴻巣地域、川里地域及び吉見町分を含む。

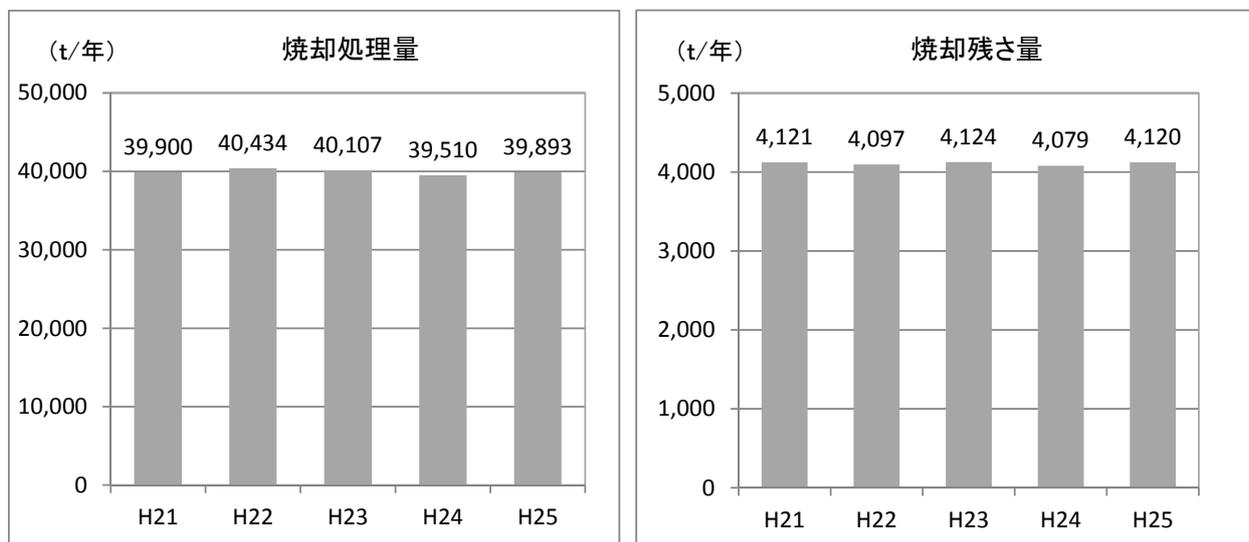
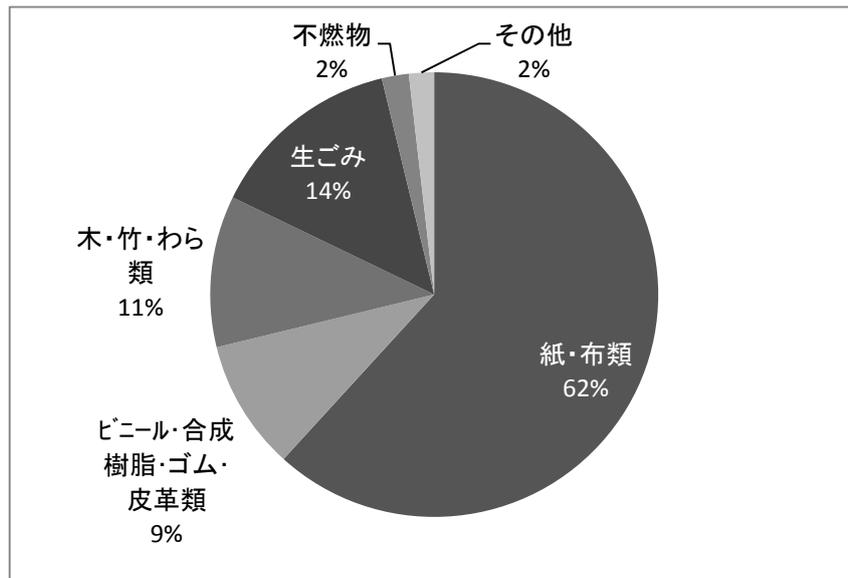


図 3-3 焼却処理量及び焼却残さ量の推移

(3) 焼却ごみの組成

埼玉中部環境センターにおいて、平成 25 年度に調査した焼却ごみの組成を図 3-4 に示します。

埼玉中部環境センターでは、鴻巣市の鴻巣地域、川里地域、北本市及び吉見町から排出される可燃ごみ等进行处理していますが、紙・布類の割合が最も大きく 62%、次いで生ごみが 14%となっています。



注) 平成 25 年度に実施したごみ質調査結果 (乾ベース)

図 3-4 焼却ごみの組成

(4) 粗大ごみ破碎処理量の推移

粗大ごみは、埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設で処理しています。

破碎処理量は、平成 21 年度が 526 t、平成 25 年度には 576 t となり、50 t (9.5%) 増加しています。なお、破碎処理後の可燃残さは、同センター焼却施設で焼却処理していますが、金属などの資源物は、民間処理業者において資源化しています。

表 3-7 破碎処理量の推移

単位：t/年

	H21	H22	H23	H24	H25
破碎処理量	526	548	576	583	576

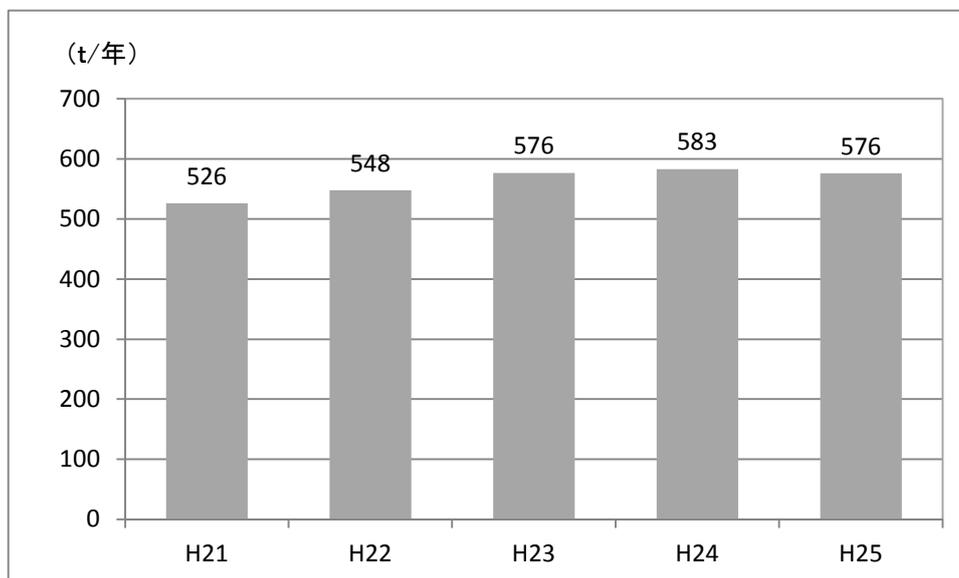


図 3-5 破碎処理量の推移

5 ごみの減量化・資源化システム

本市では、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、減量化・資源化を推進しています。

(1) 生ごみの減量化及び資源化

家庭及び集会施設から排出される生ごみの発生を抑制するため、生ごみ処理容器（コンポスト）や電気式生ごみ処理機購入に対して助成を行っています。また、学校及び学校給食施設から排出される生ごみの資源化を一部で実施するなど、生ごみの減量化及び堆肥化による資源化を推進しています。

(2) 資源回収の促進

ごみの減量化及び適正処理を行うとともに、資源の有効利用を図るため、缶、ビン、紙類、布類及びペットボトルを分別して排出している自治会に対し、資源回収奨励金を支給しています。

(3) 市民団体等の支援

ごみ減量化とリサイクル活動の推進を目的とする市民団体等の活動に対し、助成等の支援を行い、ごみの減量化や再資源化活動を推進しています。

6 ごみ排出量の推移

(1) 年間排出量

ごみ排出量は、平成 21 年度から平成 22 年度にかけ若干増加しましたが、平成 23 年度以降は減少傾向にあります。

家庭ごみは、平成 21 年度では 16,962t でしたが、平成 25 年度には 16,504t となり、548t (2.7%) 減少しています。事業系ごみは、平成 21 年度では 4,256t でしたが、平成 25 年度には 3,758t となり、498t (11.7%) 減少しています。

表 3-8 ごみ排出量の推移

単位：t/年

			H21	H22	H23	H24	H25
家庭ごみ	可燃ごみ		10,994	11,200	10,979	10,765	10,854
	不燃ごみ		1,462	1,532	1,573	1,545	1,554
	粗大ごみ		408	420	460	457	435
	資源		4,098	4,167	4,131	3,798	3,661
	計	a	16,962	17,319	17,143	16,565	16,504
	(資源を除く)		12,864	13,152	13,012	12,767	12,843
事業系ごみ	可燃ごみ		4,138	4,209	3,835	3,842	3,617
	粗大ごみ		118	128	117	126	141
	計	b	4,256	4,337	3,952	3,968	3,758
合計	ごみ排出量	a+b	21,218	21,656	21,095	20,533	20,262

注) 出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）及び本市ヒアリング結果

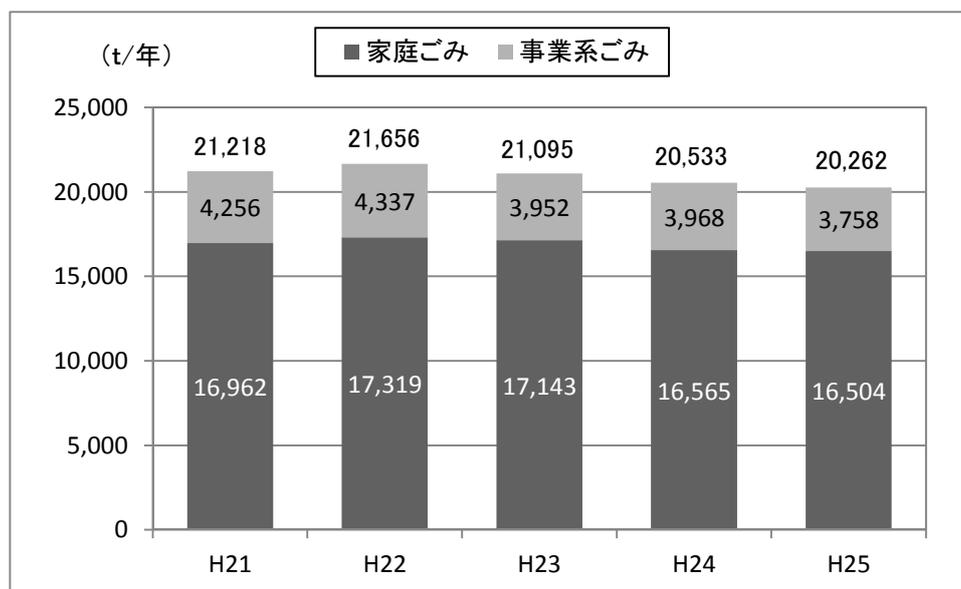


図 3-6 ごみ排出量の推移

(2) 一人1日当たりの排出量

ごみ排出量を人口で割った一人1日当たりのごみ排出量は、平成21年度が825gでしたが、平成25年度は804gとなり、21g(2.5%)減少しています。

家庭ごみ排出量は、平成21年度が659gでしたが、平成25年度は655gとなり、4g(0.6%)減少しています。資源を除いた家庭ごみ排出量は、平成21年度が500gでしたが、平成25年度は510gとなり、10g(2.0%)増加しています。

表 3-9 一人1日当たりの排出量

単位：g/人日

	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ排出量	825	845	824	812	804
家庭ごみ排出量	659	676	670	655	655
家庭ごみ排出量(資源を除く)	500	513	508	505	510

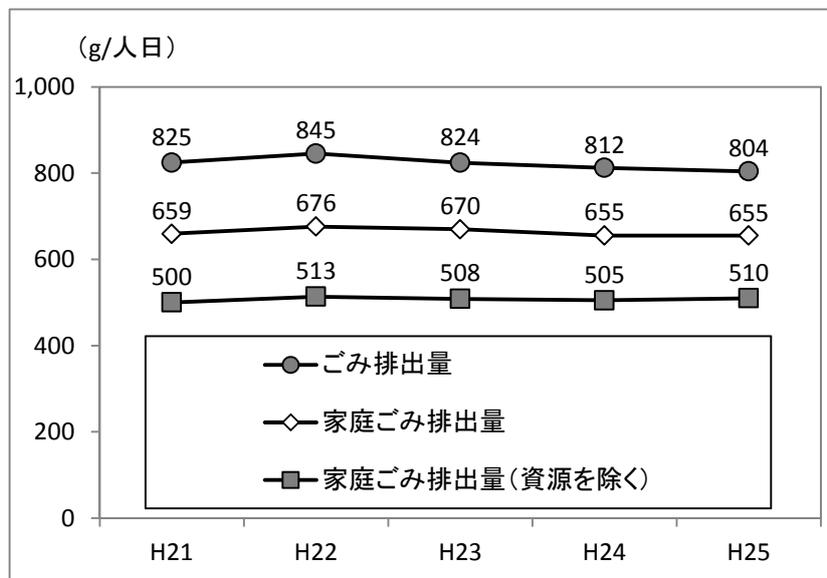


図 3-7 一人1日当たりの排出量

7 ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費は、平成 21 年度から平成 25 年度において、7 億円前後で推移しています。

また、市民一人当たりの経費で見ると、平成 21 年度から平成 25 年度において、9,800 円から 10,600 円の間で推移し、平成 25 年度では 9,800 円となっています。

表 3-10 ごみ処理経費及び市民一人当たりの経費

	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ処理経費 (百万円)	730	713	739	723	675
市民一人当たり (円/人)	10,400	10,200	10,600	10,400	9,800

注) 1. 出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

注) 2. 組合負担金含む。

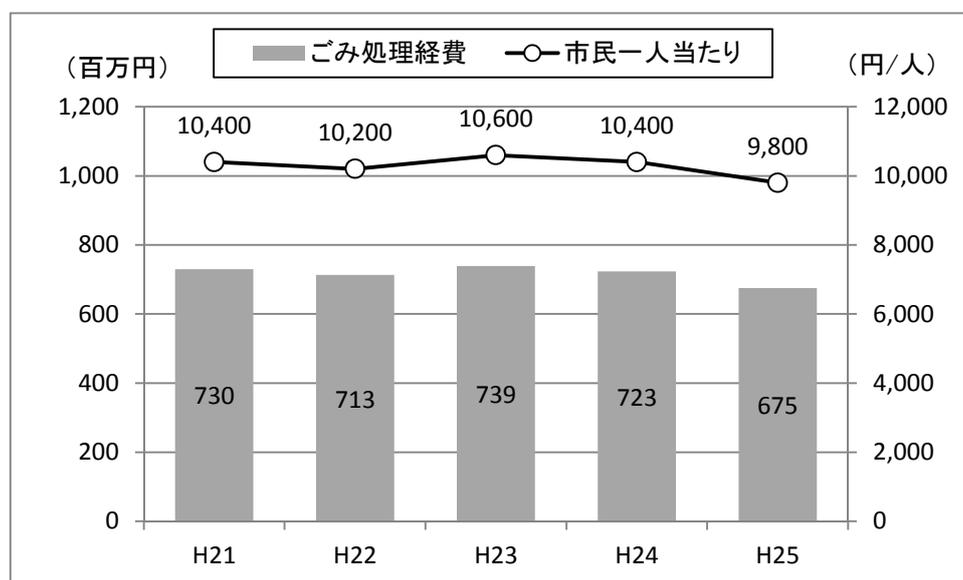


図 3-8 ごみ処理経費及び市民一人当たりの経費

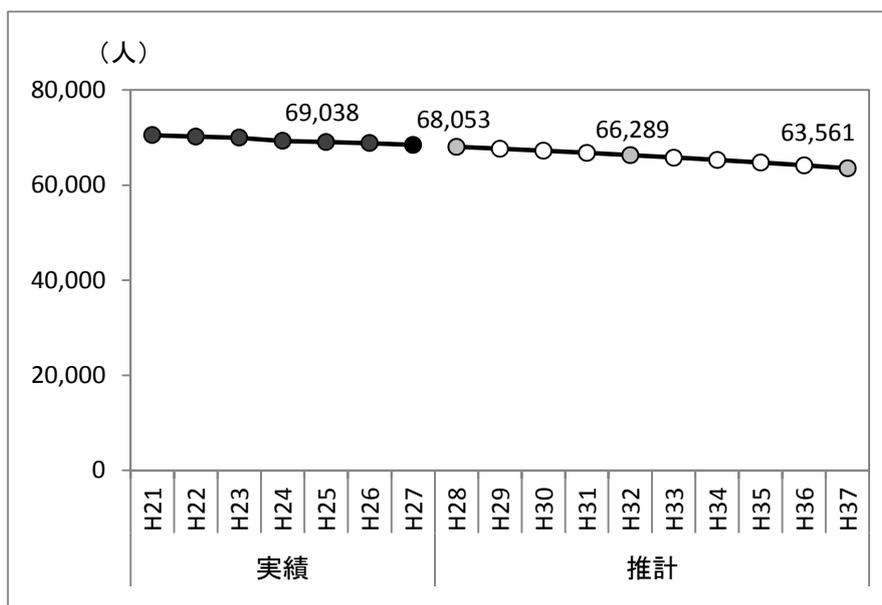
8 人口及びごみ排出量の将来予測

(1) 人口の将来予測

本市の将来人口は、今後ゆるやかな減少傾向を示し、計画初年度の平成 28 年度では 68,053 人、中間目標年度の平成 32 年度は 66,289 人、最終目標年度の平成 37 年度では 63,561 人と予測しています。

表 3-11 人口の将来予測

	基準年度 (平成25年度)	計画初年度 (平成28年度)	中間目標年度 (平成32年度)	最終目標年度 (平成37年度)	(H25比)
	人口	69,038	68,053	66,289	63,561



注) 1. 出典：平成 21～23 年度；住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年 10 月 1 日現在）

注) 2. 出典：平成 24～25 年度；住民基本台帳人口（外国人含む。）（各年 10 月 1 日現在）

注) 3. 出典：平成 26～37 年度；第五次北本市総合振興計画基本構想（各年 4 月 1 日現在）

図 3-9 人口の将来予測

(2) ごみ排出量の将来予測

現状のまま推移した場合のごみ排出量は、平成 25 年度の 20,262 t に対し、計画初年度の平成 28 年度では約 20,000 t、中間目標年度の平成 32 年度では約 19,500 t (約 3%減少)、最終目標年度の平成 37 年度では約 19,000 t (約 6%減少) と予測しています。

現状のまま推移した場合におけるごみ排出量とは、平成 25 年度の家庭ごみにおける一人 1 日当たりの排出量が、現状のまま推移すると仮定し、将来人口と年間日数を乗じた試算と、平成 25 年度現在の事業系ごみ量の年間量が現状のまま推移すると仮定し、固定値として試算し、これらを合わせた値です。

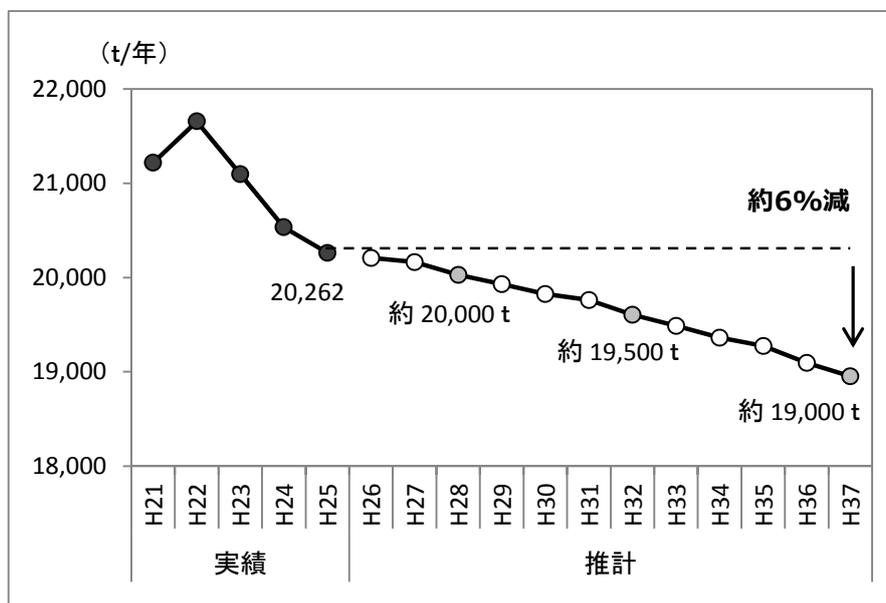


図 3-10 ごみ排出量の将来予測 (現状のまま推移した場合)

9 施策の進捗状況

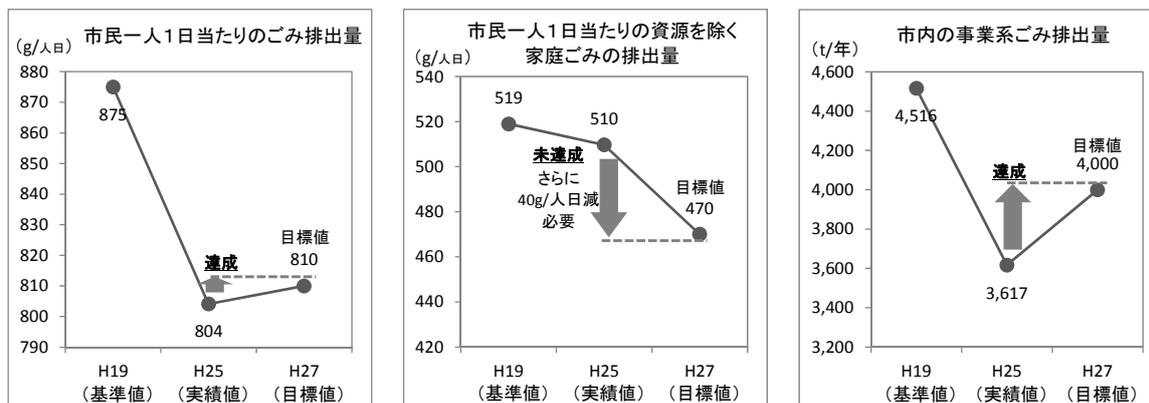
(1) 第3次計画における数値目標の達成状況

第3次計画で設定した目標値の平成25年度における達成状況を表3-12及び図3-11に示します。

表3-12 第3次計画目標値の達成状況

	目標値 (H27)	実績 (H25)
目標値① 市民一人1日当たりのごみ排出量 (すべての家庭ごみと、搬入された事業系ごみの和) ごみ全体について、発生を抑制する取組を評価する指標となっています	810 g H19比 約92%	804 g 目標値 達成
目標値② 市民一人1日当たりの資源化物を除く家庭ごみの排出量 (家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、資源化物を除いた粗大ごみの和) 発生抑制だけでなく、分別の取組も評価する指標となっています	470 g H19比 約90%	510 g ^{**} 目標値 未達成
目標値③ 市内の事業系ごみ排出量 (事業系のもやせるごみ) 環境保全組合が受け入れている事業系ごみの減量化を評価する指標となっています	4,000 t H19比 約89%	3,617 t 目標値 達成
目標値④ 市民の3Rに関する意識・行動 アンケート等で評価する指標です	意識：約90% 行動：約50%	北本市市民アンケート(H27.11)を目安とする。

※目標値②における平成25年度の実績は、粗大ごみ中の資源化物を含む。



問17. あなたはごみの減量やリサイクルについて具体的にどのような取組を行っていますか(複数回答)

1. 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋は出来るだけ断る	1,223 (66.8)
2. 過剰包装の商品は避けたり、ごみになる物は受け取らない	539 (29.4)
3. 繰り返し使える容器や詰め替え商品を選んで購入する	834 (45.5)
4. リサイクル商品やエコマークのついた商品を選んで購入する	176 (9.6)
5. 買い物は計画的に行い無駄になるものは買わない	725 (39.6)
6. 調理の際に、出来るだけ食べ残しやごみが出ないように工夫している	680 (37.1)
7. 生ごみは水をよく切って出している	1,003 (54.8)
8. 生ごみ処理機やコンポスト容器を使用して生ごみを減量している	158 (8.6)
9. ごみの分別収集に協力している	1,550 (84.7)
10. リサイクルショップやフリーマーケットを利用している	276 (15.1)
11. 壊れたものは修理するなどして、出来るだけ長く使用している	633 (34.6)
12. スーパーマーケット等の店頭回収を利用している	776 (42.4)
13. 自治会等の資源回収に協力している	1,294 (70.7)
14. 何もしていない	33 (1.8)
15. 無回答	31 (1.7)
合計	9,931 (542.4)
回答者数	1,831 (100.0)

図3-11 第3次計画目標値の達成状況

目標値① 一人1日当たりのごみ排出量は、現時点で平成27年度の目標値を達成しています。

目標値② 一人1日当たりの資源を除く家庭ごみの排出量は、現時点では平成27年度の目標値に達しておらず、目標達成までには40gの減量が必要です。

目標値③ 事業系ごみ排出量は、現時点で平成27年度の目標値を達成しています。

目標値④ 市民の3Rに関する意識・行動では、平成27年11月に実施した北本市まちづくり市民アンケートによると、行動に関して50%以上の人が行っていると回答した項目は、「ごみの分別収集に協力している(84.7%)」、「自治会等の資源回収に協力している(70.7%)」、「買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋は出来るだけ断る(66.8%)」、「生ごみは水をよく切って出している(54.8%)」であった一方で、「過剰包装の商品は避けたり、ごみになる物は受け取らない(29.4%)」、「リサイクルショップやフリーマーケットを利用している(15.1%)」、「リサイクル商品やエコマークのついた商品を選んで購入する(9.6%)」、「生ごみ処理機やコンポスト容器を使用して生ごみを減量している(8.6%)」など、50%に達していない行動もあります。

10 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化・資源化の課題

ごみ排出量は、平成 23 年度以降、減少傾向にあり、県の平均と比較しても少ない水準にありますが、循環型社会の形成に向けて、継続したごみ減量化への取組が必要です。

①家庭ごみ

資源を除く家庭ごみの一人 1 日当たりの排出量は、ここ 2, 3 年で減少傾向に歯止めがかかり、第 3 次計画の目標値も達成していないことから、より一層のごみ減量化及び資源化が必要です。また市民意識調査において、ごみの発生・排出抑制の意識・行動が低いことから、ごみに関わる情報の提供や、循環型社会形成にむけた普及啓発活動の実施、4 R を行動に移すための仕組みづくりも必要です。

②事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、平成 23 年度以降減少傾向にあり、第 3 次計画の目標値を達成していますが、排出者責任の原則に則り、今後も継続して減量化に努めることが必要です。

(2) 収集・運搬の課題

各家庭や事業者には、本市が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められていますが、住民や事業者に分かりやすいごみ処理ルールの検討が必要です。

また、高齢社会に伴う高齢者単身世帯の増加等を踏まえ、自力でのごみの分別や排出が困難な世帯への対応も検討が必要です。なお、ごみ処理ルールを変更する場合は、住民や事業者への周知徹底が必要です。

(3) 中間処理の課題

現在、本市の可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理を行っている埼玉中部環境センターは施設の老朽化が著しいことから、新たな施設を整備することが必要です。また、新たな施設を整備するまでの期間は、現在の施設において、適正な処理を継続することが必要です。

(4) 最終処分の課題

現在、焼却残さは民間に委託して資源化を行っています。本市では最終処分場を有していないため、今後も継続して、資源化を推進することが必要です。

(5) その他の課題

大規模な地震や水害などの緊急の事態に備えて、施設、指揮系統、県や環境保全組合及び資源組合との連携、支援の受入態勢などの面で、対策の準備が必要です。

また、ごみ処理にかかる市民一人当たりの経費は減少傾向にありますが、今後も清掃事業における市民の正しい理解と協力を得るためにも、事業の外部委託化や作業の効率化、ごみ処理の広域化を推進し、経費の削減を図ることが必要です。

第2節 ごみ処理の基本方針と目標

1 基本理念及び基本方針

本計画では、第3次計画を引き継ぎ、「第2次北本市環境基本計画」の望ましい環境像を基本理念に掲げ、基本理念を実現するための4つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

緑豊かな自然と共生する 持続可能なまち・北本

基本方針1 4R（ごみの減量・資源化）の推進

ごみの減量と循環型社会の実現に向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めないなど、ごみを元から減らす（リデュース）、ごみになるものは断る（リフューズ）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）の4Rを推進します。

基本方針2 社会情勢に対応したごみ処理サービスの推進

ごみを排出する市民、事業者の目線に立ち、今後の高齢社会や世帯数の増加など、社会情勢の変化に柔軟に対応したごみ処理サービスを構築します。

基本方針3 適正処理の推進

現在の処理体制における適正処理を継続するとともに、環境保全組合、資源組合及び衛生組合と連携を図り、新たな広域処理体制を整備します。

また、市内及び近隣の民間処理業者を活用した、効率的なごみ処理の仕組みを構築します。

基本方針4 廃棄物処理の費用負担軽減

ごみの減量化・資源化施策から収集・運搬、中間処理や最終処分に至るまでトータルコストの軽減に努め、効率的な廃棄物処理システムづくりを推進します。

2 数値目標

(1) 数値目標の設定

本計画における減量目標として、以下の3つの指標を設定します。

表 3-13 本計画における数値目標

指標		目標値 (H37)
①	市民一人1日当たりのごみ排出量 ごみ全体について、発生を抑制する取組を評価する指標となっています	中間目標(H32): 792 g (H25 比約 10 g 減) 最終目標(H37): 779 g (H25 比約 25 g 減)
②	市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量(資源除く) 発生抑制だけでなく、分別の取組みも評価する指標となっています	中間目標(H32): 490 g (H25 比約 20 g 減) 最終目標(H37): 470 g (H25 比約 40 g 減)
③	市内の事業系ごみ排出量 事業系ごみの減量化を評価する指標となっています	中間目標(H32): 2.5%減 (H25 比) 最終目標(H37): 5%減 (H25 比)

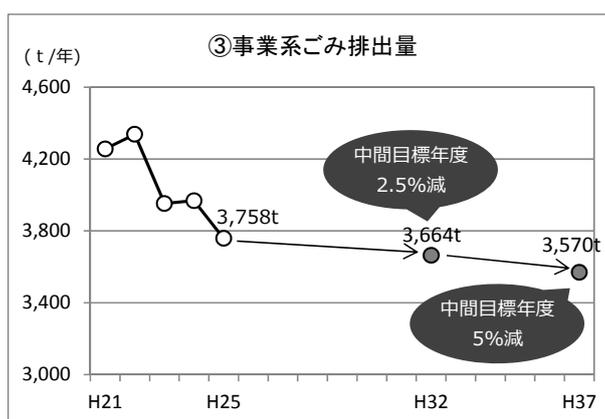
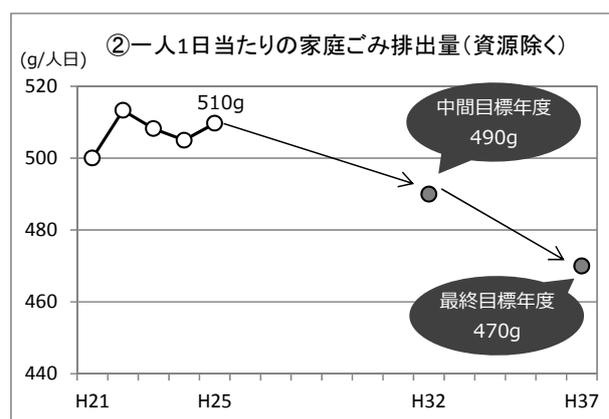
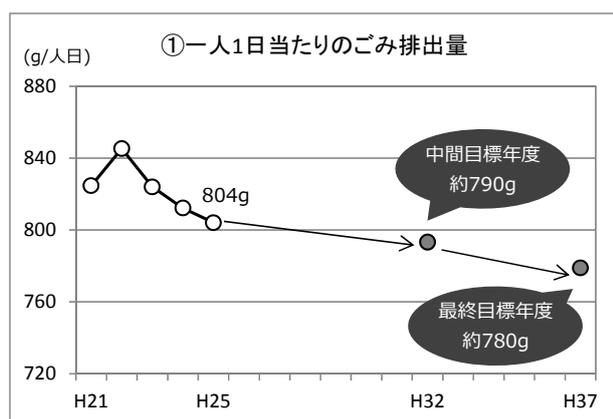


図 3-12 本計画における数値目標

(2) ごみ排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

人口減少によるごみ排出量の減少分(平成 37 年度において約 6%減少)に、一人 1 日当たりのごみ排出量の数値目標を達成した場合の効果を加えたごみ排出量の推移を図 3-13 に示します。

数値目標を達成した場合のごみ排出量は、平成 25 年度の約 20,300 t に対し、計画初年度の平成 28 年度では約 20,000 t、中間目標年度の平成 32 年度では約 19,200 t (5%減少)、最終目標年度の平成 37 年度では約 18,100 t (約 11%減少)と予測しています。

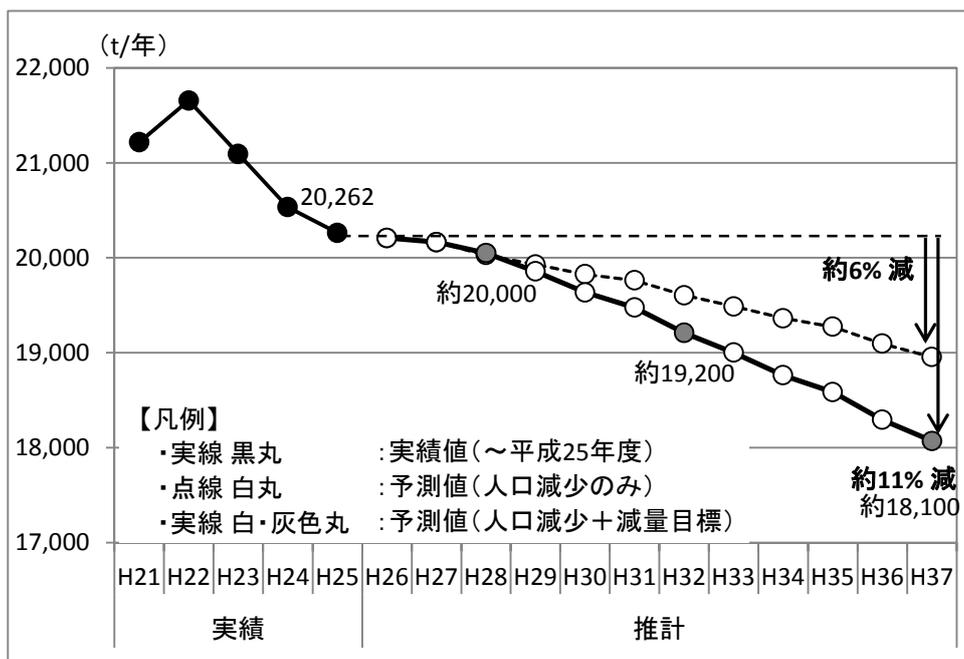


図 3-13 ごみ総排出量の将来予測（人口減少+減量目標を達成した場合）

3 将来のごみ処理体制

資源組合の新たなごみ処理施設が稼働する平成35年度時点のごみ処理体系を図3-14に示します。

資源組合では、主に可燃ごみを処理する「熱回収施設」、不燃ごみ及び粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、プラスチックを処理する「プラスチック資源化施設」、廃蛍光管類、廃乾電池、小型家電等を保管する「ストックヤード」を整備します。

熱回収施設では、処理によって発生するエネルギーを回収して発電を行います。不燃・粗大ごみ処理施設では、破碎・選別処理をするとともに、家具等の再生品を市民に提供することを検討します。プラスチック資源化施設では、プラスチック製容器包装を資源化します。廃蛍光管類、廃乾電池、小型家電等の資源は、ストックヤードにおいて保管後に資源化します。ビンや缶などのその他資源物は、現状どおり民間処理業者に委託し、資源化します。

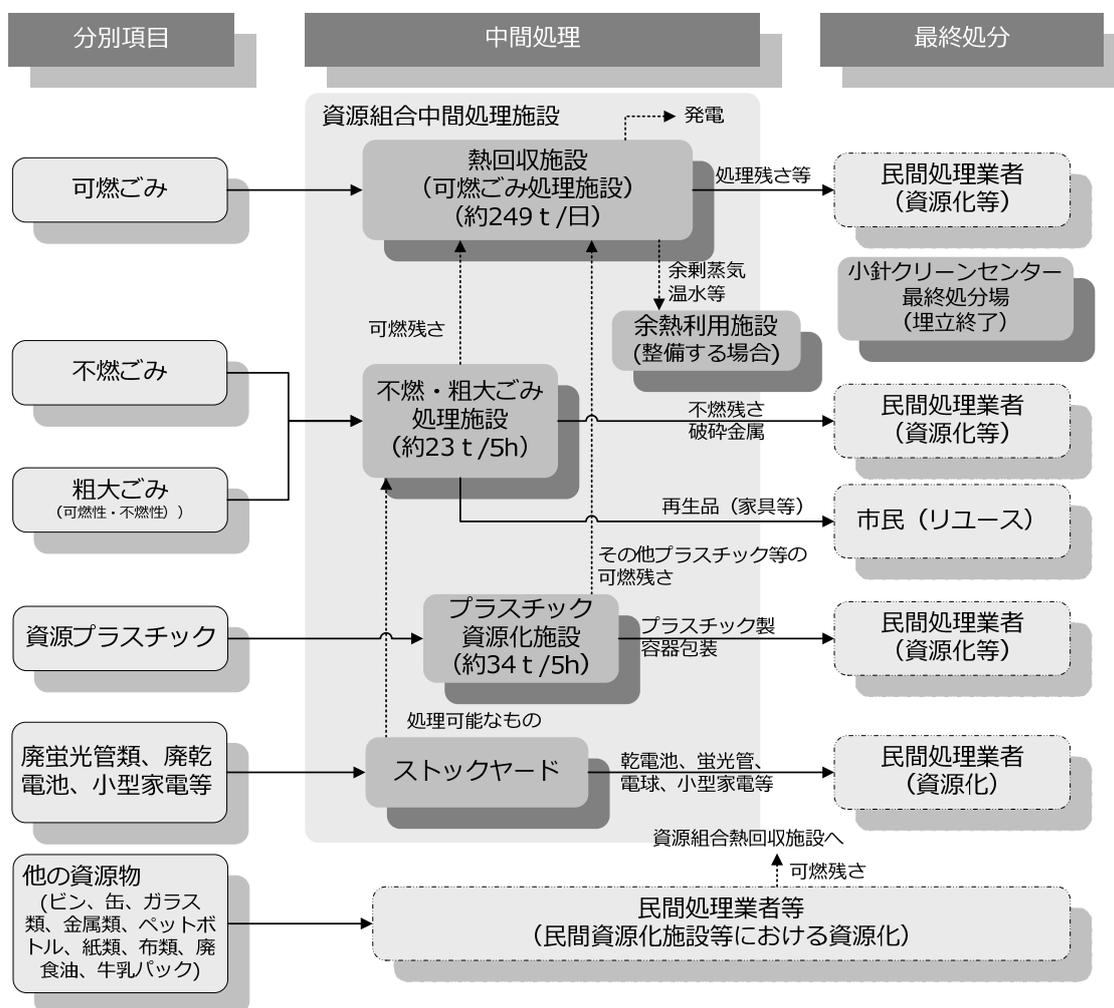


図 3-14 将来の主なごみ処理体系 (最終目標年度：平成35年度時点)

第3節 ごみ処理の施策

1 排出抑制・資源化計画

(1) 市の取組

①発生・排出抑制への取組

本市では、4 R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）の推進に向けた仕組みづくりを市民・事業者・民間団体との協働で進めます。

市民に対しては、市広報への掲載や各種団体等を通じ、分別収集への協力を求め、分別の徹底を推進します。また、レジ袋など容器包装類の削減に向けたマイバッグ持参、生ごみ減量化に向けた水切り徹底やエコクッキング等を推進するほか、ごみ減量・リサイクル関係のイベントやフリーマーケット等を主催する市民や団体の活動を支援します。

事業者に対しては、事業系ごみ削減のため、継続的に、自己処理責任の徹底や現状把握の協力を要請します。また、県が実施する事業系ごみ削減キャンペーンと連携して、事業系ごみ削減に取り組むほか、環境保全組合及び資源組合と連携し、ごみ処理施設への搬入業者に対する適正排出の徹底を指導します。

本市の事務事業では、グリーン購入を推進し、4 Rと循環型社会に関して市職員の能力向上を図ることにより、ごみ減量化を推進します。

②資源化への取組

本市では、環境に関する様々な市民活動や事業者と連携を図ったりサイクルシステムづくりを検討するほか、容器包装や家電など各種リサイクル法に基づく、適切なリサイクルの方法等の学習会や指導を進めます。

家庭から排出される生ごみに対しては、継続して家庭用生ごみ処理機の設置費用を助成し、また、生ごみから作られた堆肥の利用を支援するため、利用面での情報提供を行います。

家庭から排出される緑のごみ（落ち葉・枝）に対しては、資源組合等と連携を図り、資源化の方法を調査・検討します。

また、小型家電に対しては、市民の利便性を考慮し、回収拠点の拡充を推進します。

③普及・啓発への取組

本市では、市民及び事業者に対して、4 Rへの取組や事業者に対する拡大生産者責任への考え、ごみ処理経費の現状、環境に配慮した消費の考えなど、ごみに関わる情報を継続的に発信し、ごみの減量や資源化、循環型社会づくりの啓発を進めます。なお、情報の発信に当たっては、広報やホームページなど多様な媒体を活用し、市民団体とも連携し、誰が見てもわかりやすいものとして、幅広い世帯への普及を目指すことで、一層の4 R推進に向けた普及啓発活動を推進します。

また、資源化に関する情報提供、教育教材の提供、見学・体験機会の確保など、市民や事業者の学習活動を支援し、促進することで環境学習の充実を図ります。なお、環境学習の対象は、子どもに限らず幅広い年齢層を対象とし、大人のごみ処理施設への見学を促進します。

(2) 市民の取組

①発生・排出抑制への取組

市民は、本市や市民団体などが提供する情報を把握し、ごみ処理施設を見学するなど、ごみの減量、4Rの必要性、ごみ処理の実態に関する理解に努めます。

普段の生活においては、詰め替え商品を選ぶ、マイバッグを持参する、過剰包装は避けるなど、ごみをもとから減らすリデュースや、レジ袋を断る・不要なものはもらわないなどのリフューズ、繰り返し使用する、フリーマーケットを活用するなどのリユースを推進します。

各家庭から発生する生ごみに対しては、水切りを徹底し、エコクッキングや食べ残しをしないなど、生ごみの減量に努めるとともに、家庭用生ごみ処理機による資源化を推進します。

ごみとして排出する場合は、家庭ごみ・資源類分別マニュアルやごみカレンダーをよく読み、決められた分別区分を徹底し、排出方法や時間を遵守するとともに、回収場所（集積所等）の美化に努めます。

②資源化への取組

市民は、適切なリサイクルの推進を目指すため、資源の分別を徹底するとともに、資源を出す際には、よく洗ってきれいな状態を出すなどのルールやマナーを遵守します。なお、使用済みの小型家電など、各種リサイクル法で決められているものは、手順に沿ってリサイクルに努めます。

また、再生材で作られた紙製品やプラスチック製品など、リサイクルによる再生品やエコマークのついた商品などを積極的に選択して使用し、資源の循環を推進します。

(3) 事業者の取組

①発生・排出抑制の取組

事業者は、拡大生産者責任の考えに基づき、使い捨て商品・サービスを抑制し、商品の繰り返し使用や修理のしやすさを念頭においた、寿命の長い商品・サービスを目指します。

事業者は、事業所での事務事業におけるごみの減量化を推進するとともに、事業系ごみの排出に当たっては、自己処理責任の原則に基づき、適正に処理・処分します。

また、レジ袋を扱う事業者は、マイバッグ持参の推進に協力し、レジ袋削減に向けた仕組みづくりを推進するほか、包装を扱う事業者は、過剰包装を削減し、ごみの発生を抑制します。

②資源化への取組

事業者は、各種リサイクル法に基づくりサイクルを実施するほか、本市と連携したリサイクルの仕組みづくりを推進します。また、再生品を利用・活用することにより、循環型社会の構築に貢献します。

食品関連事業者（食料品販売業者・飲食店等）は、食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・賞味期限切れの商品等の削減やリサイクルの取組を推進します。

2 収集・運搬計画

本市では、平成 34 年度までは、現在の分別区分や排出方法を基本としますが、平成 35 年度以降は、資源組合と連携し、ごみ処理ルールを見直します。なお、見直しに当たっては、必要に応じて構成市間の連絡調整及び情報交換を進めた上で、国や県の上位計画に示される考え方に基づき、住民サービスと経済性のバランスを考慮します。

3 中間処理・最終処分計画

(1) 適正処理の継続

本市の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源は、平成 34 年度までは現状の体制で適正処理を継続します。なお、平成 35 年度以降は、資源組合で新たに整備するごみ処理施設において、適正処理を継続します。

(2) 処理残さの資源化

焼却処理後に発生する焼却残さは、現在、環境保全組合において、外部に委託し、セメントの原料として資源化していますが、平成 35 年度以降、資源組合で新たに整備する熱回収施設においても、発生する処理残さの資源化を推進します。

4 その他の計画

(1) 自力でのごみ分別が困難な高齢世帯への対応

本市では、自力でのごみ分別が困難な高齢世帯に対し、高齢者介護に係る民間事業者と連携し対応策を検討するとともに、高齢世帯における生活の質を向上できる仕組みづくりを検討します。

(2) 不適正処理や不法投棄への取組

本市では、市民に対し、ごみ出しの決まり、分別方法、集積所の使い方など、集積所に

おける適正利用の啓発とルール違反ごみの指導を推進します。また、無許可業者に対しては、市民団体やその他関係機関と連携し、不適正処理に係る監視、指導を強化します。

ポイ捨てや不法投棄防止に対しては、啓発活動を充実させ、自治会による美化活動の支援を推進するとともに、監視パトロールや指導を強化します。また、近年問題となっている許可業者以外による資源の持ち去りに対しては、実態を把握し、監視パトロールや取り締まりを強化します。

(3) 処理困難物に関する対策

本市では、環境保全組合及び資源組合の施設で処理できない処理困難物に対しては、処理困難物の種類、処理委託先、委託方法等の情報を広く周知します。

また、在宅医療廃棄物の処理方法に関する情報提供を促進し、適正な処理の確立を図ります。

(4) 市民団体等による活動の支援

本市では、市民団体への活動支援を行い、連携して、市民や自治会等、事業者への啓発及び指導を推進します。

(5) 災害廃棄物への対応

本市では、県、環境保全組合、資源組合及び関係機関と連携し、災害時の協力体制、役割分担、施設の確保、災害廃棄物に対応できる施設などを検討し、対応策の充実を図ります。なお、埼玉県清掃行政研究協議会とは、災害廃棄物処理に関する相互支援体制事業に基づき、仮置場を始めとした県内他市町村との相互支援に備えます。

また、北本市地域防災計画を踏まえ、災害時のごみ処理に関する指揮系統、市民への広報系統等を整備し、災害廃棄物処理計画を検討します。

(6) 廃棄物処理の費用負担軽減

本市では、個別事業の実施にあたり、ごみの排出抑制・資源化施策から収集・運搬、中間処理や最終処分に至るまでトータルコストの軽減に努めるとともに、情報を公開し、効率的な廃棄物処理システムづくりを推進します。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1 用語の定義

生活排水とは、台所や風呂などから出される生活雑排水と、便所のし尿のことを指し、一般廃棄物として扱われています。公衆衛生の維持と、公共用水域の水質汚濁防止のために、これら生活排水を適正に処理することが必要です。

水質汚濁の発生源には、工場、農地、養魚場、畜産場といった事業場と、生活雑排水を出す住宅やオフィスなどのほか、自然界の現象もあります。その中でも未処理のまま放流される生活雑排水は、汚濁要因の大きな割合を占めることから、全国で処理施設の整備が続けられています。

処理施設には、表 4-1 のように様々なものがあり、地方自治体が地域の実状に応じて選択し、普及を進めることとなっています。

表 4-1 生活排水処理施設の概要

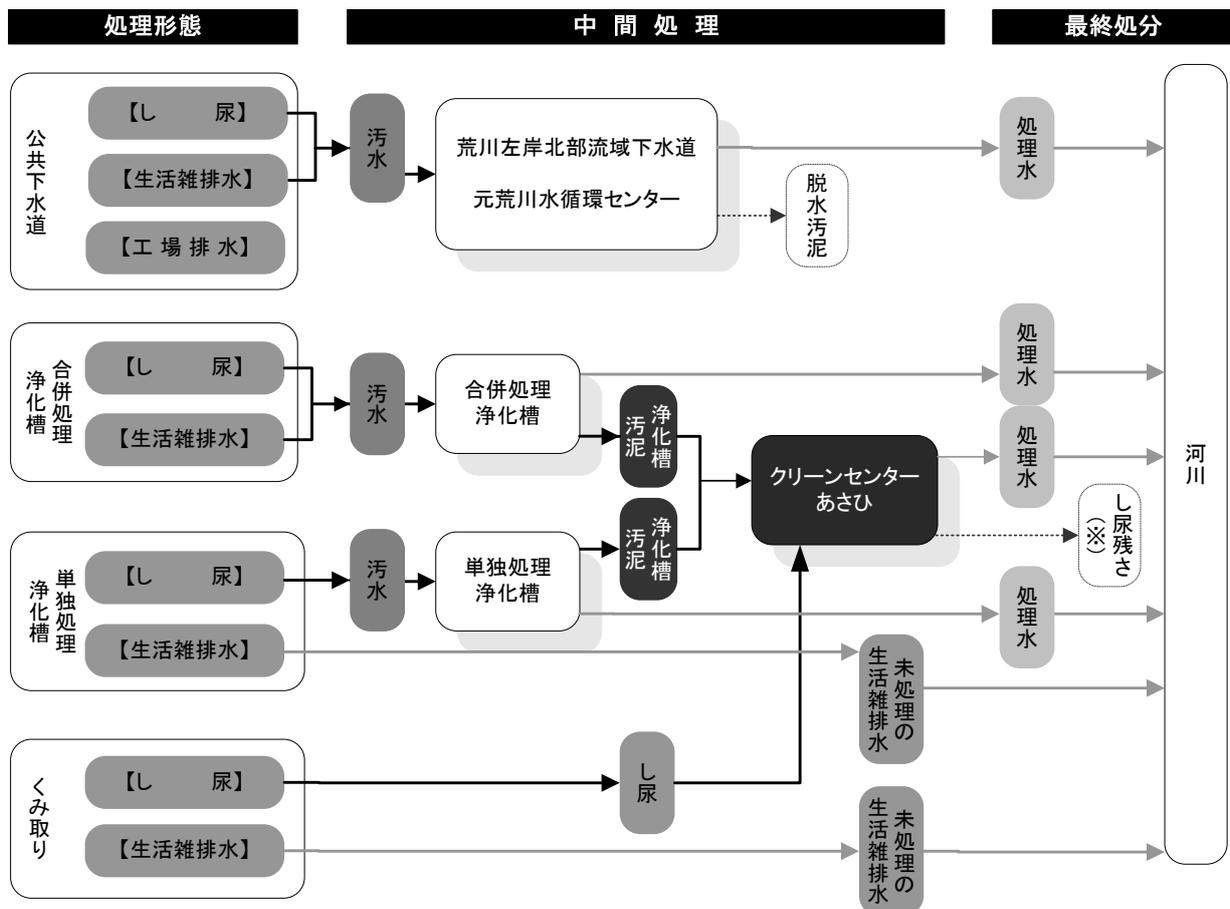
施設		内容	所管	
集合処理	流域下水道	2 つ以上の市町村にまたがる下水道の根幹的施設（処理場、幹線管渠等）を都道府県が建設管理するもの	国土交通省	
	公共下水道	公共下水道（単独及び流域関連）	主に住宅密集地に整備するもの、計画人口に制限はない	農林水産省
		特定環境保全公共下水道	農山漁村や自然保護地域に整備するもの、計画人口は 1,000～10,000 人程度、但し、1,000 人未満には簡易なものを整備できる	
	農業集落排水施設	農業振興地域内に整備するもの、概ね 20 戸以上かつ 1,000 人程度の集落が対象となる		
	漁業集落排水施設	漁港の背後集落に整備するもの		
	林業集落排水施設	中山間要綱に規定する特定市町村等が区域内に整備するもの		
	簡易排水施設	山村振興地域等に整備するもの、計画規模は 3～20 戸		
小規模集合排水処理施設	市町村が整備する集合処理施設、計画規模は 10～20 戸	農林水産省・総務省・環境省		
個別処理	コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）	市町村が整備する集合処理施設、計画規模は 101 人～30,000 人	環境省	
	合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業	下水道事業計画区域の外において個人が設置する	環境省
		浄化槽市町村整備推進事業	市が設置整備する	
個別排水処理施設整備事業	集合処理区域の周辺区域や浄化槽市町村整備推進事業対象地域等に整備する	総務省		

2 生活排水処理体制

公共下水道は、埼玉県荒川左岸北部流域下水道施設及び埼玉県下水道公社の元荒川水循環センターで処理しています。また、し尿及び浄化槽汚泥は、衛生組合のクリーンセンターあさひで処理しています。

表 4-2 生活排水処理の主体

処理施設	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道 (荒川左岸北部流域下水道、 元荒川水循環センター:終末処理)	し尿、生活雑排水、 工場排水	埼玉県、 埼玉県下水道公社
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設 (クリーンセンターあさひ)	し尿・浄化槽汚泥	衛生組合 (北本市、鴻巣市、 久喜市、吉見町)



※し尿残さ(し尿夾雑物及び脱水汚泥)は施設内焼却設備で焼却。

図 4-1 生活排水処理の流れ

3 生活排水処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口は、合併処理浄化槽人口は増加傾向にあります。公共下水道人口、単独処理浄化槽人口及びくみ取り人口は減少傾向にあります。

また、平成 24 年度以降、生活排水処理普及率（総人口のうちし尿及び生活雑排水を合わせて処理している人口の割合）は増加しており、平成 25 年度では 82.1%となっています。

表 4-3 生活排水処理形態別人口の推移

		H21	H22	H23	H24	H25
公共下水道人口	a	53,379	53,191	52,866	52,762	52,803
合併処理浄化槽人口	b	2,619	2,619	2,700	3,877	3,861
単独処理浄化槽人口	c	13,682	13,603	13,661	12,366	12,150
くみ取り収集人口	d	368	348	283	259	224
合 計	a+b+c+d	70,048	69,761	69,510	69,264	69,038
生活排水処理人口 (普及率)	a+b	55,998 (79.9%)	55,810 (80.0%)	55,566 (79.9%)	56,639 (81.8%)	56,664 (82.1%)
水洗化人口 (水洗化率)	a+b+c	69,680 (99.5%)	69,413 (99.5%)	69,227 (99.6%)	69,005 (99.6%)	68,814 (99.7%)

注) 1. 出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

注) 2. 平成 24 年度から人口に外国人人口を含む。

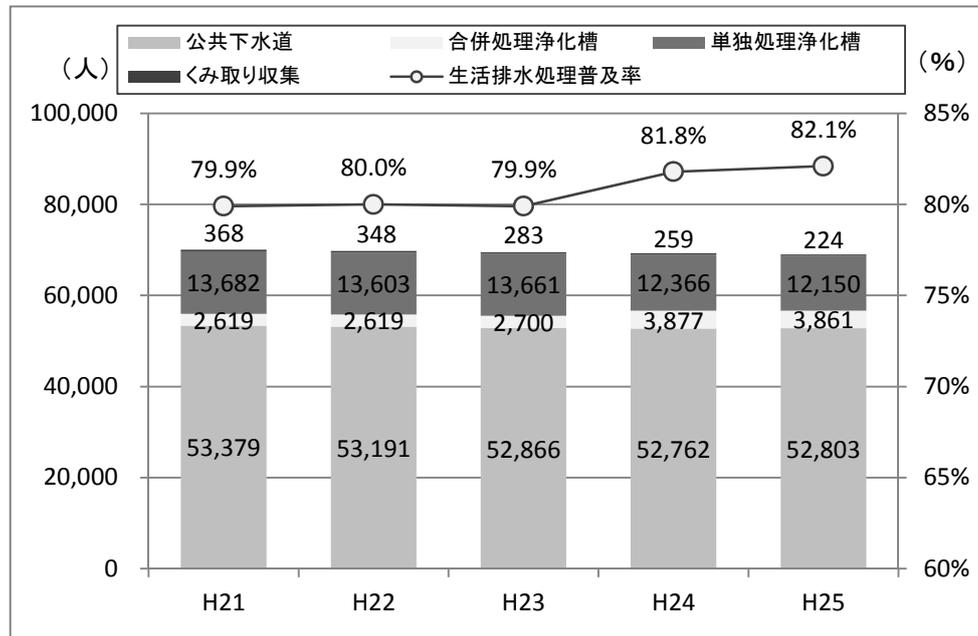


図 4-2 生活排水処理形態別人口の推移

4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥収集量は、約 5,000kL から約 5,400kL の範囲で推移し、ほぼ横ばいとなっています。

また、一人1日当たりし尿及び浄化槽汚泥収集量は、平成 25 年度では 0.9L/人日となっています。

表 4-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

	(単位)	H21	H22	H23	H24	H25
くみ取り収集量	(kL)	534	501	483	499	500
浄化槽収集量	(kL)	4,478	4,907	4,865	4,670	4,859
合 計	(kL)	5,012	5,408	5,348	5,169	5,359
一人1日当たりし尿及び 浄化槽汚泥収集量	(L/人日)	0.82	0.89	0.88	0.86	0.90

注) 出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

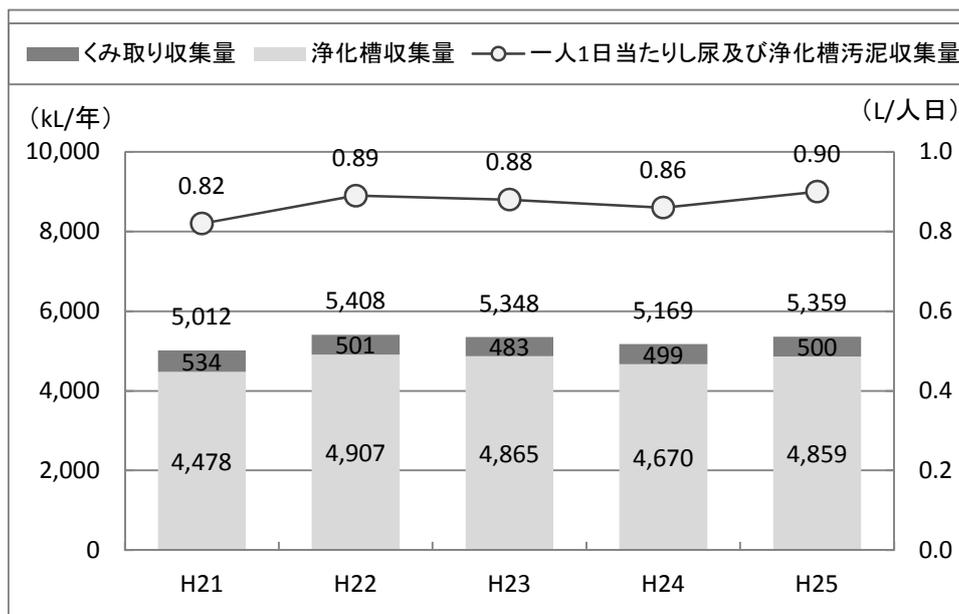


図 4-3 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

5 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理経費は、平成 21 年度から平成 25 年度において、約 72 百万円から約 90 百万円で推移しています。

また、市民一人当たりの経費でみると、平成 21 年度から平成 25 年度において、1,100 円から 1,300 円の間で推移し、平成 25 年度では 1,000 円となっています。

表 4-5 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移

	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ処理経費 (百万円)	87	80	89	73	72
市民一人当たり (円/人)	1,200	1,100	1,300	1,100	1,000

注) 出典：一般廃棄物処理実態調査 (環境省)

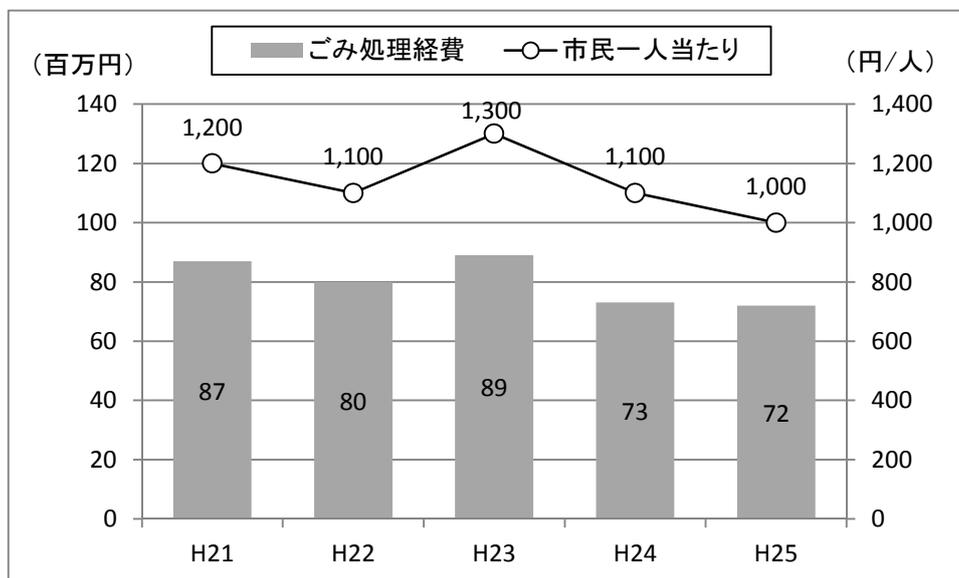


図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移

6 施策の進捗状況

(1) 第3次計画における数値目標の達成状況

第3次計画では、長期的な目標として、生活排水処理施設の人口普及率 100%、公共下水道処理区域内水洗化率 100%を掲げていましたが、どちらも達成していません。

また、平成 23 年 3 月に策定された埼玉県生活排水処理施設整備構想において、本市の目標値として、平成 32 年度の生活排水処理人口普及率が 92.5%と定められましたが、達成に向けては 10 ポイント以上の上昇が必要です。

表 4-6 生活排水処理における目標値（第3次計画）

指標	目標値
生活排水処理施設の人口普及率	100%
公共下水道処理区域内水洗化率	100%

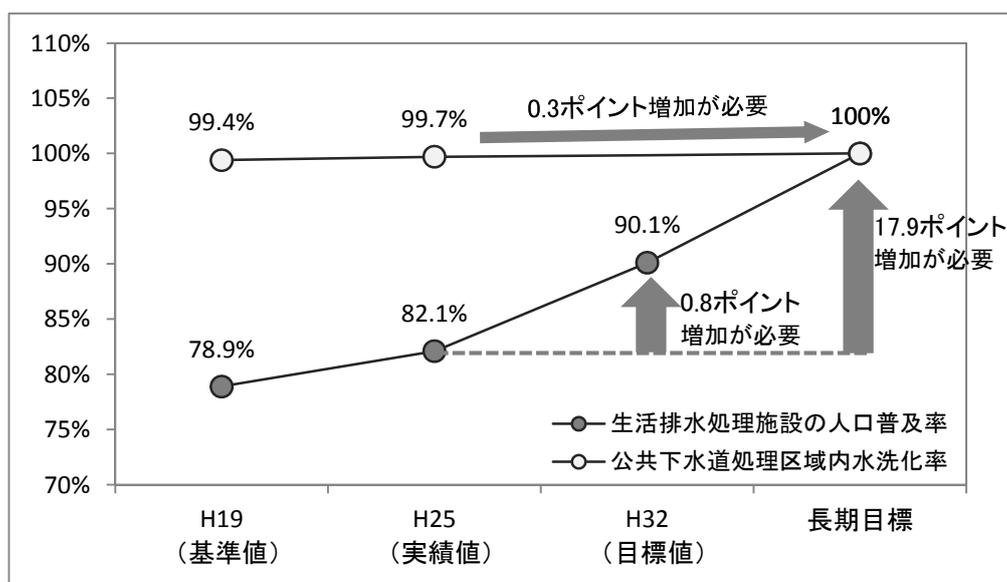


図 4-5 数値目標の達成状況

7 生活排水処理の課題

(1) 処理施設整備の課題

生活排水処理人口普及率は、増加傾向にありますが、第3次計画及び埼玉県生活排水処理施設整備構想の目標値を達成していないことから、今後も積極的な処理施設整備の推進が必要です。

(2) その他の課題

大規模な地震や水害などの緊急の事態に備えて、施設、指揮系統、県や衛生組合との連携、支援の受入態勢などの面で、対策の準備が必要です。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理にかかる市民一人当たりの経費は減少傾向にありますが、今後も清掃事業における市民の正しい理解と協力を得るためにも、経費の削減に努めることが必要です。

第2節 生活排水処理の基本方針と目標

1 基本理念及び基本方針

本計画では、第3次計画を引き継ぎ、「第2次北本市環境基本計画」の望ましい環境像を基本理念に掲げ、基本理念を実現するための3つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

緑豊かな自然と共生する 持続可能なまち・北本

基本方針1 下水道への接続及び合併処理浄化槽設置の推進

下水道整備区域の世帯に対し、下水道施設への完全接続を目指します。また、下水道整備区域外において、くみ取り又は単独処理浄化槽を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽の設置を推進します。

基本方針2 し尿及び浄化槽汚泥における適正処理の推進

浄化槽の設置世帯に対し、法令に基づいた浄化槽の適正管理を徹底することを指導し、適正処理を推進します。また、し尿及び浄化槽汚泥は、今後も引き続き、衛生組合において適正な共同処理を推進します。

基本方針3 廃棄物処理の費用負担軽減

事業の実施にあたり、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬や処理・処分における費用負担の軽減に努め、効率的な生活排水処理事業を推進します。

2 数値目標

本計画における数値目標は、以下に示すとおり、生活排水処理普及率 100%と設定します。
なお、内訳は、表 4-8 に示すとおりとします。

表 4-7 数値目標

指標	数値目標 (平成 37 年度)
生活排水処理普及率	100%

表 4-8 数値目標の内訳

項目	中間目標 (平成 32 年度)	最終目標 (平成 37 年度)
生活排水処理	90.1%	100.0%
公共下水道	83.4%	85.5%
合併処理浄化槽	6.7%	14.5%
生活排水未処理	9.9%	0.0%
単独処理浄化槽、くみ取り		

3 し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

(1) 生活排水処理形態別の将来人口

本市の数値目標に基づく生活排水処理形態別の将来人口は、平成 37 年度において、公共下水道人口が 53,324 人、合併処理浄化槽人口が 9,043 人と予測しています。なお、人口は県の計画に基づくものであり、推計方法の違いにより、ごみ処理基本計画の人口と誤差が生じています。

表 4-9 生活排水処理形態別の将来人口

	基準年度 (平成25年度)	中間目標年度 (平成32年度)	最終目標年度 (平成37年度)	(比率)
	公共下水道人口	52,803 人	54,356 人	53,324 人
合併処理浄化槽人口	3,861 人	4,374 人	9,043 人	14.5%
単独処理浄化槽＋くみ取り収集人口	12,374 人	6,471 人	0 人	0.0%
合 計	69,038 人	65,201 人	62,367 人	—
生活排水処理普及率	82.1%	90.1%	100.0%	—

注) 1. 出典 (平成 25 年度) : 一般廃棄物処理実態調査 (環境省)

注) 2. 出典 (平成 32 年度及び平成 37 年度) : 埼玉県生活排水処理施設整備基本構想 (見直し)

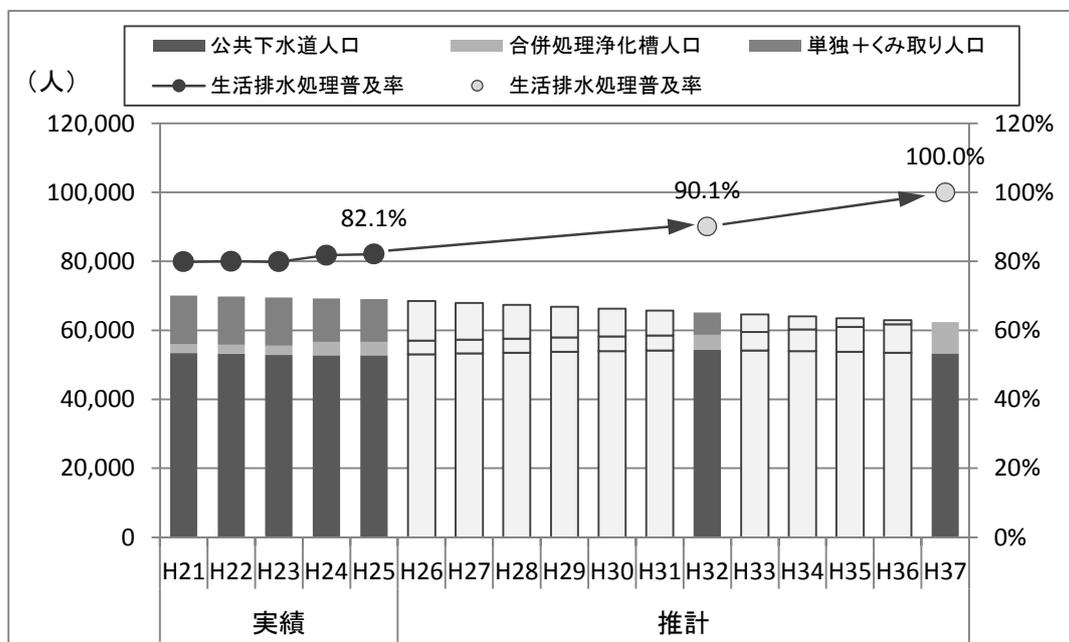


図 4-6 生活排水処理形態別の将来人口

(2) し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量

将来のし尿及び浄化槽汚泥収集量は、一人1日当たりの量を平成25年度実績である0.9Lと設定し、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取りにおけるそれぞれの将来人口を乗じることで予測しました。

し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量は、平成32年度で3,563kL、平成37年度では2,971kLと予測しています。

表 4-10 し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量

	基準年度 (平成25年度)	中間目標年度 (平成32年度)	最終目標年度 (平成37年度)
し尿及び浄化槽汚泥収集量 (kL)	5,359	3,563	2,971

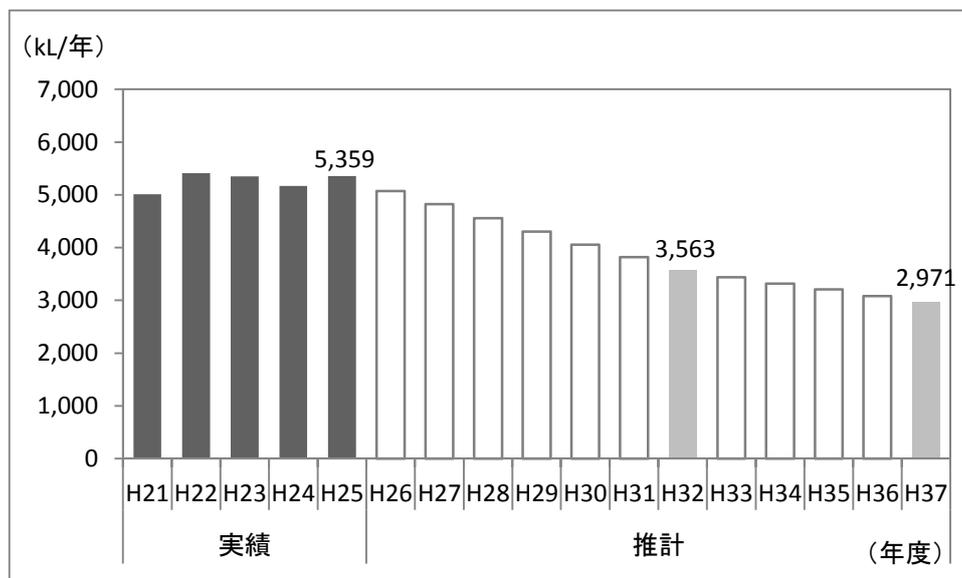


図 4-7 し尿及び浄化槽の計画収集量

第3節 生活排水処理の施策

1 生活排水処理に関する計画

(1) 生活排水処理施設の整備

本市では、荒川左岸北部流域下水道の計画に基づき、公共下水道の整備を図ります。なお、公共下水道の整備区域内においては、未接続の世帯等に対し、公共下水道への接続を求め、完全水洗化を目指します。

また、本市では、市街化調整区域の下水道接続が困難な地域において、単独処理浄化槽の世帯及びくみ取り世帯に対し、合併処理浄化槽の設置補助を行い、完全水洗化を目指します。

(2) 排出段階での汚濁防止

本市では、市のホームページや広報を活用した水質汚濁防止の周知・啓発を推進し、水切りネットを配布するなど、家庭やオフィスでの配慮行動を支援します。

また、本市では、生活排水処理施設や公共用水域の見学、清掃活動などを推進し、水環境に関する環境学習活動の充実を図ります。

2 し尿・浄化槽汚泥処理に関する計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

本市では、今後も衛生組合と連携を図り、し尿及び浄化槽汚泥を適正処理を行っていきます。

また、本市では、処理工程における負担軽減に向けて、搬入量の変動を抑えるため、計画的な収集・運搬を図るとともに、収集依頼者へのサービス向上に向けて収集・運搬業者の育成に努めます。

(2) 浄化槽の適正管理

浄化槽の設置世帯には、年1回の水質検査が浄化槽法第11条で義務づけられています。本市では、浄化槽における適正な機能を維持するため、各設置世帯に対し、法定検査の受検を徹底するよう啓発・指導を行うとともに、浄化槽の保守点検及び清掃による適正な維持管理の推進に努めます。

第5章 計画の推進

本市では、本計画における減量目標の達成状況や取組に関し、P D C Aサイクルに則り評価及び見直しを行い、本計画推進に向けた管理を実行します。

本計画策定後は、毎年度評価や見直しを行い、おおむね策定から5年後の平成32年度に本計画を見直します。

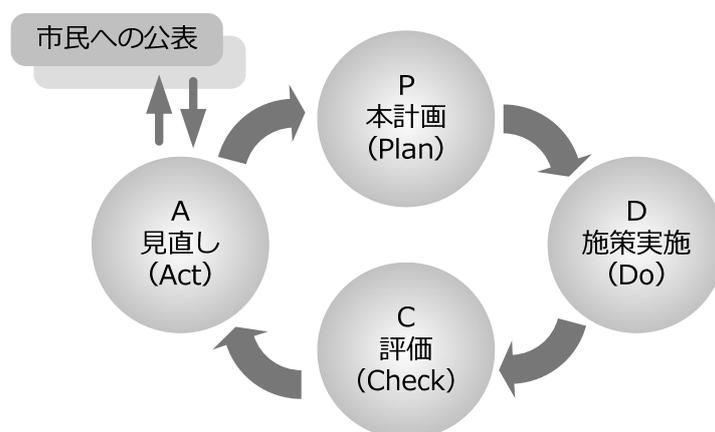


図 5-1 計画の推進体制（P D C Aサイクル）